第　９　期
遠別町介護保険事業計画
遠別町高齢者福祉計画

（令和　６年　４月～令和　９年　３月）

令和　６年　３月

遠　別　町

＜＜　目　次　＞＞

Ⅰ　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨　1
第２節　計画の位置づけ　1
第３節　計画の基本理念・基本目標　2
第４節　計画の期間　3
第５節　計画策定に向けた取組及び体制　3
第６節　地域包括ケアシステム　3
第７節　高齢者の保険事業と介護予防の一体化事業　4
第８節　制度改正の概要　5
第９節　日常生活圏域の設定　6
第 10 節 計画推進のために　7
第 11 節 計画の進行管理　8
第 12 節 災害と感染症対策　9

Ⅱ　高齢者、要介護（要支援）認定者の状況と推計

第１節　高齢者　１０
第２節　要介護（要支援）認定者　１１
第３節　介護サービス利用者　１２

Ⅲ　介護保険事業の現状と推計

第１節　介護サービス資源（基盤）　１４
第２節　居宅サービス　１５
第３節　地域密着型サービス　３１
第４節　施設サービス　３７
第５節　その他介護サービス　３９

Ⅳ　地域支援事業の推進

第１節　地域支援事業の現状　４３

Ⅴ　介護保険サービスを円滑に確保するための方策

第１節　将来の市町村特別給付等についての考え方　４８
第２節　介護サービス提供事業者の参入　４８
第３節　低所得者に対する利用者負担軽減　４８
第４節　要介護認定申請をしない者への対応　４９
第５節　関係機関の連携　４９
第６節　町民への周知・啓発活動　４９
第７節　相談・苦情処理体制の整備　４９

Ⅵ　高齢者福祉サービス等の実施

第１節　高齢者自立支援事業　５０
第２節　高齢者福祉増進推進対策事業　５０
第３節　その他の事業　５１

Ⅶ　介護保険事業費の見込み（平成 30 年度～令和 2 年度）

第１節　第８期計画の実績　５２
第２節　施設サービス給付費の推計　５２
第３節　居宅サービス給付費の推計　５２
第４節　地域密着型サービス給付費の推計　５３
第５節　地域密着型介護予防サービス給付費の推計　５４
第６節　その他の介護サービス給付費の推計　５４
第７節　地域支援事業費の推計　５４
第８節　介護サービス給付費の推計（合計）　５５
第９節　第１号被保険者保険料の推計　５６

Ⅷ　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

６０

Ⅰ　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和 5 年 10 月 1 日に約 1 億 2,434 万人、うち 65 歳以上の高齢者人口は、約 3,621 万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、約 29%で、4 人に 1 人以上が高齢者となっています。団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて、全国的な高齢者人口はピークを迎え、その後減少に転じると想定されています。

本町の高齢化率は、既に 42%に達しており、令和 22 年には 52%に達すると推計されています。なお、高齢者人口自体は、平成 28 年にピークを迎え、平成 29 年から令和元年は、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2 年から減少傾向に転じ、令和 5 年 10 月末で 990 人となっています。

このように、本町の高齢化は、全国よりも急速に進んでいるため、国の制度を活用しながらも、本町の特性にあった高齢者福祉サービスの提供と介護サービスの基盤を整備していくことが重要となります。また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が増加していることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となっています。

本計画では、第８期計画の取組や進捗を踏まえるとともに、令和 12 年度（2030 年度）及びその先の令和 22 年度（2040 年度）を見据え、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進することで、地域共生社会の実現を目指していきます。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき定められる市町村老人福祉計画並びに、介護保険法第 116 条で規定する規定指針に則して策定される同法第 117 条第 1 項の規定に基づき定められる市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、介護保険を含めた高齢者福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は、「第 6 期遠別町総合計画」、「第 3 節　心を大切にする、えんべつのやさしさ」に基づいて策定するものであります。

本町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

第３節　計画の基本理念・基本目標

高齢者施策の基本は、高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、自立して人生を送ることができるような環境を整備し、要介護状態となった者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援していくことであります。

そのために次のような基本理念に基づき計画を策定し、基本目標を設定します。

＜＜ 基本理念 ＞＞

「誰もが健やかに、いきいきと暮らすことができる遠別町」

＜＜ 基本目標 ＞＞

「生涯生きがいを持ち健康に生活できる町を目指して」

高齢になっても、地域や社会との関わりのなかで生きがいを持ち生活するためには、心身共に健康であることが大切です。そのため、生活機能低下の早期発見・相談体制を充実し、地域の閉じこもり高齢者や虚弱高齢者、要介護・要支援者に対し適切な介護予防を一体的に推進し高齢者の健康づくりに配慮したまちの実現を図ります。

「住み慣れた地域で最後まで安心して生活できる町を目指して」

高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して生活できる環境を整えることが重要と考えます。そのため、支援が必要な方を早期に発見するための見守り体制、町民が安心して生活するための困りごと・心配ごとなどの相談体制を充実するとともに、高齢者の精神・身体状況等に合わせた居場所の確保等の基盤整備を図ります。

「高齢者の尊厳を支える町を目指して」

少子高齢化の進展により、身寄りのない高齢者がますます増えてくるものと思われます。そのような高齢者の住環境や、財産を守るための支援をより充実しなければなりません。

また、介護サービスの利用増加に伴い、介護現場における虐待や不適切なケアの発生も懸念されることからその予防策も必要です。

高齢者がその人らしく尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、権利擁護体制の整備を図ります。

「地域で支え合い、継続的ケアの受けられる町を目指して」

地域での様々な福祉・生活課題を解決するためには、地域住民が主体的に助け合い・支え合いを行っていくことが重要です。

そのため、自主的な活動を行う地域住民の担い手を養成するとともに、ボランティア団体、ＮＰＯ団体、その他各種団体の活動を支援し、地域における支え合いを推進します。

また、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、自立支援や介護予防、重度化防止に向けた取り組みを行います。

第４節　計画の期間

本計画期間は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。また、計画最終年度に当たる令和 8 年度に本計画全体の評価・検証を実施し、次期介護保険料の設定も含めた見直しを行います。

また、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和 22 年（2040 年）を視野に入れた中期的な目標を示していきます。

第５節　計画策定に向けた取組及び体制

計画策定にあたっては、住民と行政が一体となった協働が極めて重要であるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、互助の機運を高め、地域力の向上を図りました。

さらに遠別町全体の実情を反映するため、被保険者、学識経験者、福祉関係者で構成される介護保険事業計画策定委員会を 2 回開催し、計画内容が検討されました。

高齢者福祉計画は、介護保険の給付対象であるか否かにかかわらず全ての高齢者に対する福祉事業全般にわたる長寿社会に相応しい計画として、生きがい対策や高齢者の就労などを含めた総合的な計画として策定します。

介護保険事業計画は、要介護者等の人数、介護給付・予防給付・地域支援事業等の見込みなどを年次ごとに定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、高齢者福祉計画に包含されるものとして、介護保険運営の基となる事業計画として策定します。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は相互に密接な関連を有し、その内容について重複する事項が多いことから、両計画を一体の計画として策定します。

第６節　地域包括ケア体制の整備

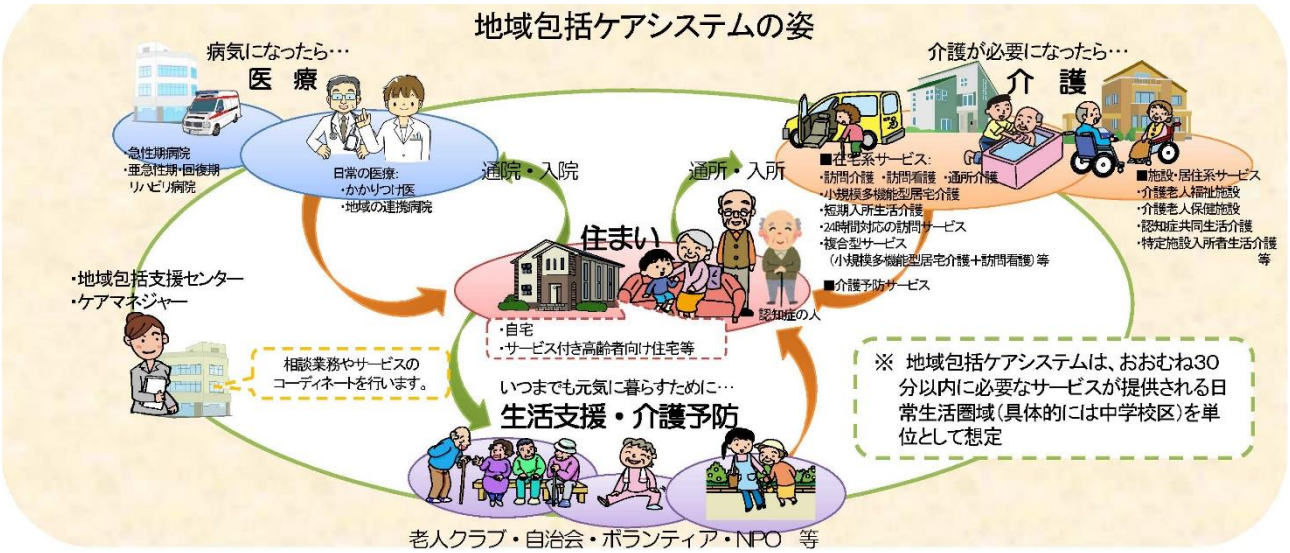

令和 7 年（2025 年）に、団塊の世代が 75 歳以上を迎え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。

今後、人口減少に伴い、高齢化が進行する中で、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められていることから、保険者機能強化推進交付金等を活用し、自立支援・介護予防や医療・介護連携に向けた取組みを一層推進するとともに、必要な基盤整備を図ります。

○地域ケア会議の充実
○在宅医療・介護連携の推進
○多様な主体による生活支援・介護予防サービス基盤の整備
○相談窓口の充実
○苦情・心配ごと解決システムの構築

第７節　高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行い、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行い、必要な分析を行ったうえで、75 歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとされています。

本町では、健康診査・保健指導の実施、また、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスとの接続、通いの場を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と検診、介護事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

※健康状態不明者とは、健康診査、医療機関の受診がなく、町が郵送で実施する基本チェックリストに未回答で、介護保険の利用もなく、健康なのかどうか判断できない人をいいます。

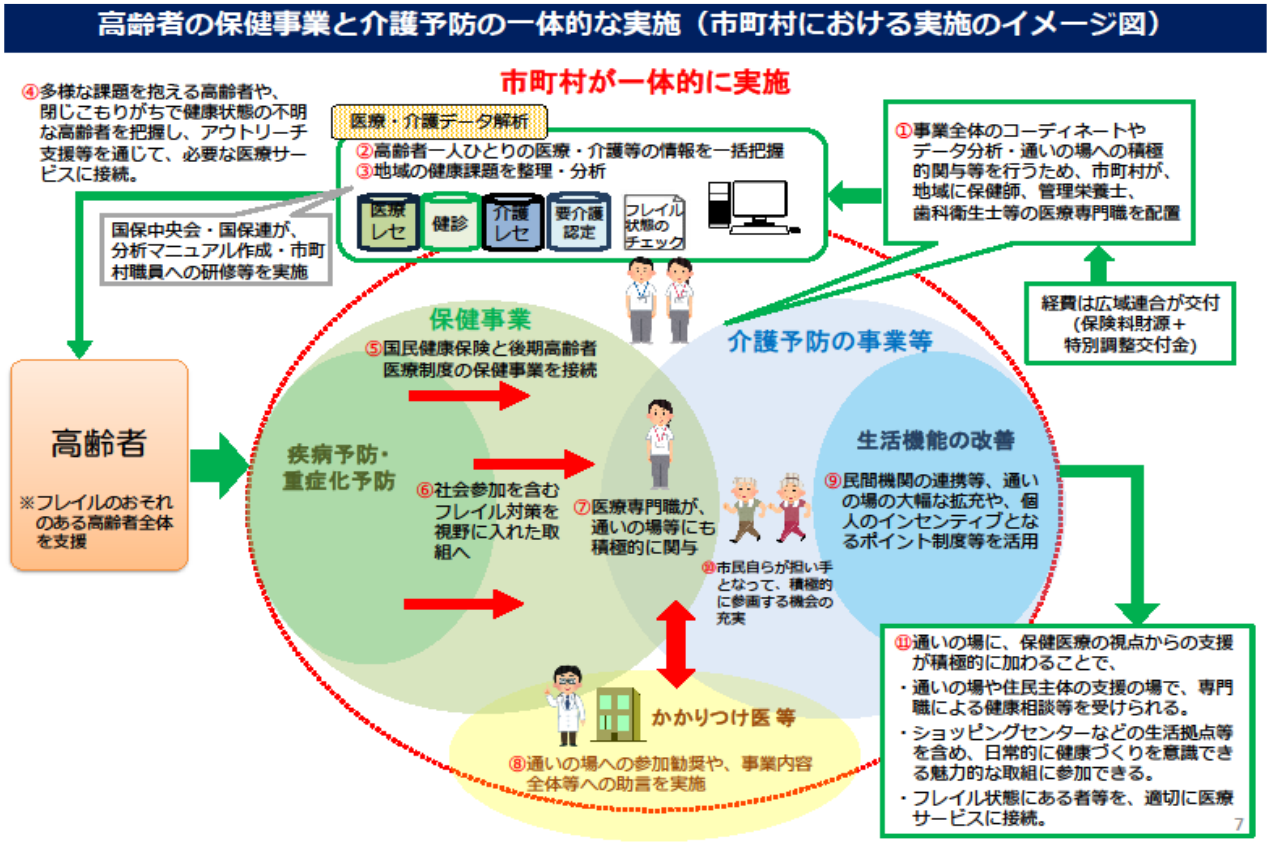

第８節　介護保険法の改正概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年5月19日「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この法律は、介護保険法、医療法、高確法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部を改正する内容となっています。

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

【主な内容】

（１）介護情報基盤の整備

各介護事業所や自治体等に分散する利用者に関する介護情報等を、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。

また、こうした情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。

（２）介護サービス事業者の財務状況等の見える化

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等にあたり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があるとされ、そのため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。

（３）介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態から、都道府県を中心に一層取組を推進するため、役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業初頭における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行い、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

（４）看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせて、多様なサービスを一体的に提供する看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化し、更なる普及を推進していく。

（５）地域包括支援センターの体制整備等

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大している。このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図り、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。

また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とし、その際には、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って業務を実施することとされている。

第９節　日常生活圏域の設定

遠別町は大きく分けて市街地区、本原野方面、北部方面、南部方面の 4 つの地域がありますが、本計画においては人口規模を考慮し遠別町全域（590.86ｋ㎡）を 1 つの日常生活圏域として設定します。

第 10 節　計画推進のために

１　計画の推進体制

（１）庁内関係部署の連携

本町が取り組むさまざまな事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持ち、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

（２）保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者とその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけではなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組みを充実するとともに、生涯学習等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組みを進めます。

（３）地域関係機関等との連携

共に支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、ＮＰＯ団体などを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

（４）町民との協働

本計画に位置付けられた高齢者福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、町民による地域活動等の取組みも必要となってきます。今後も地域における人と人の繋がりや形成してきた文化の特色への理解を深め、町民が主体的に地域活動等に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係の構築を進めていきます。

（５）介護人材確保

高齢者の増加に伴い、介護や支援を必要とする人が増加する一方、現役世代の減少により、介護人材（介護福祉士、ケアマネージャー、ヘルパー等）の不足が懸念されます。利用者が安心してサービスを受けられるよう、サービスの質の向上を含めた介護人材（介護福祉士、ケアマネージャー、ヘルパー等）の確保・育成及び支援が急務であり、必要不可欠になっています。

質の高い介護サービスを安定的に提供するために、介護職員を対象とした研修や講習会を開催し、介護に携わる人のスキルアップや資質向上を図ることや、介護現場の業務改善、処遇改善や文書量軽減など業務の効率化に努めるとともに、介護ロボットやＩＣＴ活用の紹介をするなど、働きやすい環境の体制づくりを推進します。

第 11 節　計画の進行管理

（1）介護保険事業計画策定委員会による管理

本計画の進行管理は、各事業の実施状況の把握や進捗状況、点検と評価をし、介護保険事業計画策定委員会に報告を行い、進行管理を行います。

（2）ＰＤＣＡサイクルの実施

ＰＤＣＡサイクルに基づき行います。

計画（ Ｐｌａｎ ）　：計画における目標達成状況や、本町を取り巻く社会情勢を適切に把握し計画を策定。
実行（ Ｄｏ ）　：計画を着実に実行。
評価（ Ｃｈｅｃｋ ）　：計画に定める指標に基づき、計画の進捗状況を評価。
改善（ Ａｃｔｉｏｎ ）：評価結果を踏まえ、計画の実現に結びつくための改善。

【図表 － ＰＤＣＡサイクル】

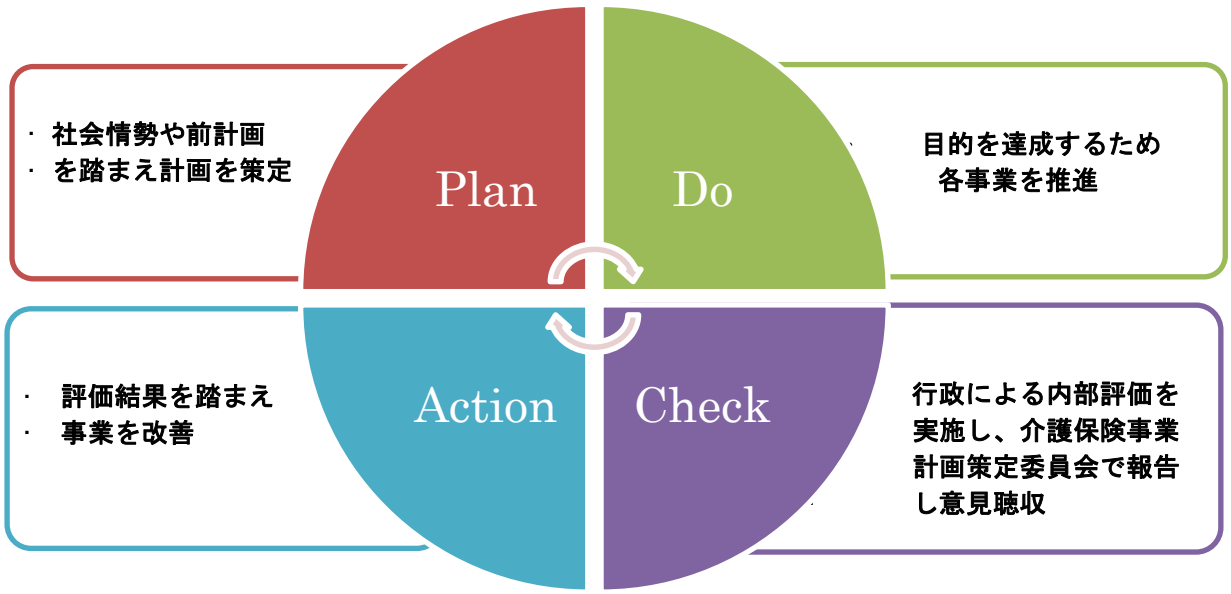

（3）各種データの活用

厚生労働省の提供する、地域包括ケア見える化システムや、国民健康保険団体連合会の提供する国保データーベース（ＫＤＢ）システムなどを有効活用し、高齢者全般における問題の把握を行います。

第 12 節　災害と感染症対策

近年、大規模災害や感染症の流行により、高齢者の安心した環境を維持することが困難なケースも増えています。

高齢者等は迅速な行動が取りにくく被災しやすいこと、感染症においては重症化する危険性が高いことから危機管理への対策を図ることが重要です。

災害対策としては、地震、津波、台風、火災等に対し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりと日常からの連帯感の醸成及び防災意識の啓発に努めます。

感染症予防対策としては、様々な感染症等に対し、正しい知識を持って予防を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に努めます。

感染症がまん延した場合を想定し、道と連携し緊急時に備えた平常時からの応援体制の構築にも努めます。

介護事業所においては、災害や感染症が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護事業所を対象に業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練を実地指導などにより、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認・把握し、災害や感染症発生時にも運営できる体制の整備に努めます。

Ⅱ　高齢者、要介護（要支援）認定者の状況と推計

第１節　高齢者

遠別町の総人口は、昭和 55 年以降の人口推移では減少傾向にあります。昭和 55 年の総人口 5,375 人を 100 とすると、10 年後の平成２年は 82.1 ポイント、40 年後の令和 2 年には 46.8 ポイントになり、約 53%減の 2,520 人となりました。平成 22 年との比較では、564 人減少しています。

高齢者とされる 65 歳以上人口については、総人口の減少に反し、かなりの割合で増加しています。高齢化率 11.0%、590 人であった昭和 55 年を 100 とすると、平成２年には 119.5 ポイント（高齢化率 16.0%）、令和 2 年には 175.2 ポイント（高齢化率 41.0%）で、40 年の間に 444 人増加しています。

また、75 歳以上の後期高齢者についても継続的に増加、高齢者人口においても高い割合を占めてきており、令和 2 年では住民の約４人に１人は 75 歳以上となっています（後期高齢者比率：23.5%）。

人口構造の推移

（単位：人、%）

区分		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総人口	A	5,375	4,900	4,414	3,912	3,683	3,421	3,084	2,806	2,520
15 歳未満	B					489	426	371	296	248
15～39 歳	C					904	736	592	505	457
40～64 歳	D	1,863	1,781	1,667	1,487	1,343	1,207	1,064	942	781
生産年齢人口	E=(C+D)					2,247	1,943	1,656	1,447	1,238
生産年齢人口比率	E/A					61.0	56.8	53.7	51.6	49.1
65～69 歳	F	213	218	238	281	299	290	213	227	227
70～74 歳	G	178	174	187	201	256	276	254	206	215
前期高齢者計	H=(F+G)	391	392	425	482	555	566	467	433	442
前期高齢者比率	H/A	7.3	8.0	9.6	12.3	15.1	16.5	15.1	15.4	17.5
75～79 歳	I	123	123	138	159	160	223	237	220	181
80～84 歳	J	51	74	93	105	122	132	199	189	183
85 歳以上	K	25	29	49	87	110	131	154	221	228
後期高齢者計	L=(I+J+K)	199	226	280	351	392	486	590	630	592
後期高齢者比率	L/A	3.7	4.6	6.3	9.0	10.6	14.2	19.1	22.5	23.5
65 歳以上人口計	M=(H+L)	590	618	705	833	947	1,052	1,057	1,063	1,034
高齢者比率	M/A	11.0	12.6	16.0	21.3	25.7	30.8	34.3	37.9	41.0
増加率（対前回比）		100.0	104.8	114.1	118.2	113.7	111.1	100.5	100.6	97.3

※国政調査による

国立社会保障・人口問題研究所のデータを用い、コーホート要因法により計画期間における人口を推計しました。

前期高齢者については、総人口の減少に反し増加してきましたが、平成 17 年をピークに減少に転じ、今後も減少していくものと考えられ、令和 12 年には 306 人、令和 27 年には 217 人と推計します。一方、後期高齢者については、団塊の世代が 75 歳を迎え、令和７年までは増加し、その後同水準で推移した後、減少していくと推計します。

総人口に占める高齢者の割合は平成 31 年４月に 40%を超え、その後も増加し令和 27 年

には 50%に近づくと推計します。

※　コーホート要因法とは、現在の人口に該当する生存率と純社会移動率を乗じ、５年後の５歳年上の人口を求め、将来人口を推計する手法です。

人口構造の推移

（単位：人、%）

区分		R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
総人口	A	2,283	2,219	2,171	1,978	1,755	1,546	1,360
15 歳未満	B	205	209	203	179	158	141	123
15～39 歳	C	432	409	398	355	312	262	221
40～64 歳	D	683	661	645	580	511	442	391
生産年齢人口	E=(C+D)	1,115	1,070	1,043	935	823	704	612
生産年齢人口比率	E/A	48.8	48.2	48.1	47.3	46.9	45.5	45.0
65～69 歳	F	188	173	168	147	119	123	102
70～74 歳	G	211	207	197	159	137	111	115
前期高齢者計	H=(F+G)	399	380	365	306	256	234	217
前期高齢者比率	H/A	17.5	17.1	16.8	15.5	14.6	15.1	16.0
75～79 歳	I	186	187	186	181	140	120	99
80～84 歳	J	160	149	151	158	154	119	104
85 歳以上	K	219	224	223	219	224	228	205
後期高齢者計	L=(I+J+K)	564	560	560	558	518	467	408
後期高齢者比率	L/A	24.7	25.2	25.8	28.2	29.5	30.2	30.0
65 歳以上人口計	M=(H+L)	963	940	925	864	774	701	625
高齢者比率	M/A	42.2	42.4	42.6	43.7	44.1	45.3	46.0

第２節　要介護（要支援）認定者

平成 12 年度に介護保険制度が施行され、12 年度末で 136 人であった認定者数が 10 年後の平成 21 年度末では 182 人となり、平成 22 年度には 166 人と若干減少し、その後再び増加を続けてきましたが、平成 29 年度の 211 人をピークに減少に転じています。

ここ数年は要介護・要支援認定者の人数が 200 人前後で推移していますが、これは平成 28 年度から開始した地域支援事業を本格的に事業展開したことで、軽度な要介護未認定者を事業対象者として認定し、介護予防に努めたためと分析できます。

各年度末における要介護度別認定者数は、次のとおりです。

要介護者数の推移

（単位：人）

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業対象者																	4	8	17	27	21	20	21	20
要支援１									26	38	33	29	39	37	37	33	37	28	21	21	24	25	25	20
要支援２									19	21	21	23	21	27	22	17	22	21	22	23	20	23	22	27
旧要支援	28	36	36	41	44	50	40	40																
要介護１	56	59	61	62	69	63	51	57	43	37	27	23	28	30	38	43	46	45	47	46	38	46	46	41
要介護２	22	21	18	14	17	17	20	18	22	18	22	30	27	21	32	25	27	35	37	37	38	32	29	38
要介護３	7	11	12	14	13	15	14	15	21	20	21	27	34	29	27	34	29	33	27	25	24	23	33	29
要介護４	14	13	9	14	12	16	23	23	20	22	23	22	23	30	35	39	35	29	30	26	29	27	24	30
要介護５	9	12	20	24	20	15	16	18	25	26	19	18	17	18	17	13	15	20	17	24	23	19	14	10
計	136	152	156	169	175	176	164	171	176	182	166	172	189	192	208	204	211	211	201	202	196	195	193	195

第８期計画期間中の介護度別認定比率を基に各年度の推計被保険者を乗じ、次のように推計しました。

遠別町では既に高齢者人口のピークを迎えているため、今後、高齢者人口の減少に伴い、要介護認定者数も減少していくものと考えます。

要介護者数の推移

（単位：人）

区分	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
事業対象者	20	19	18	16	14	12	10
要支援１	19	19	19	18	18	17	14
要支援２	26	26	26	25	25	24	23
要介護１	39	39	40	39	40	39	34
要介護２	36	37	37	38	36	38	32
要介護３	31	32	32	32	32	30	28
要介護４	28	28	28	28	26	24	23
要介護５	11	11	11	12	12	12	12
計	190	192	193	192	189	184	166

第３節　介護サービス利用者

平成 19 年４月に特別養護老人ホーム友愛苑は、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき社会福祉法人旭川湯らん福祉会（現在は「湯らん福祉会」）が運営管理を開始し、新規指定が行われました。（平成 22 年７月からは同法人による経営（完全民営化）となりました。）平成 24 年から運用が開始されているユニット型個室の区分が、平成 25 年度からは地域密着型介護老人福祉施設として新規申請され、指定権者が北海道から遠別町に代わっています。

居住系サービス利用者数は、高齢化率の上昇により、老老介護世帯が増え、在宅での介護が難しくなり、施設やサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）、介護付有料老人ホーム等への入居を希望する利用者が増加することが予想されることから、増加の推計としています。

居住系サービス対象者の推計・実績

（単位：人）

区分	R3			R4			R5		
	推計	実績	差異	推計	実績	差異	推計	実績	差異
居住系サービス　計	80	70	△ 10	83	69	△ 14	83	72	△ 11
特定施設入所者生活介護	2	3	1	3	2	△ 1	3	0	△ 3
認知症対応型共同生活介護	14	11	△ 3	15	9	△ 6	15	18	3
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	18	15	△ 3	18	16	△ 2	18	2	△ 16
介護老人福祉施設	41	38	△ 3	42	38	△ 4	42	49	7
介護老人保健施設	5	3	△ 2	5	4	△ 1	5	3	△ 2

居住系サービス対象者の推計

（単位：人）

区分	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
居住系サービス　計	59	59	59	61	60	57	54
特定施設入所者生活介護	1	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	7	7	7	7	7	7	6
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	20	20	20	20	20	20
介護老人福祉施設	48	48	48	50	49	46	44
介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3	3

第 8 期計画期間中の居宅サービス利用者の実績は、地域支援事業の事業対象者が増加したため、要支援の利用者が減少しました。

第 9 期計画では、要介護認定者数の減少、また、居住系サービスが増加の推計としていることから、居宅サービスは減少傾向と推計しました。

居宅サービス対象者の推計・実績

（単位：人）

区分	R3			R4			R5		
	推計	実績	差異	推計	実績	差異	推計	実績	差異
居宅サービス　計	89	99	10	79	84	5	72	88	16
事業対象者	10	11	1	9	8	△ 1	9	5	△ 4
要支援１	8	6	△ 2	7	2	△ 5	6	7	1
要支援２	13	14	1	11	11	0	9	13	4
要介護１	24	36	12	20	30	10	17	29	12
要介護２	26	18	△ 8	26	19	△ 7	26	23	△ 3
要介護３	4	10	6	3	6	3	2	5	3
要介護４	2	2	0	2	5	3	2	3	1
要介護５	2	2	0	1	3	2	1	3	2

居宅サービス対象者の推計

（単位：人）

区分	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
居宅サービス　計	77	71	66	50	39	33	33
事業対象者	5	5	5	5	5	5	5
要支援１	7	7	7	7	7	7	7
要支援２	12	11	10	6	5	5	5
要介護１	26	23	21	14	9	5	5
要介護２	21	19	17	12	7	5	5
要介護３	5	5	5	5	5	5	5
要介護４	3	3	3	3	3	3	3
要介護５	3	3	3	3	3	3	3

Ⅲ　介護保険事業の現状と推計

第１節　介護サービス資源（基盤）

【　現　状・計　画　】

遠別町が運営していた老人介護福祉施設・短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所については、平成 19 年４月から公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づく管理運営とし、平成 22 年７月からは社会福祉法人旭川湯らん福祉会（現在は「湯らん福祉会」）に施設及び設備を移譲し民営化となりました。また、遠別町が運営していた居宅介護支援事業所については、２つの民間事業者の参入に伴い平成 23 年３月に廃止しました。

現在、遠別町に所在する介護保険サービス提供事業者は、社会福祉法人湯らん福祉会（平成 19 年４月）、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会（平成 12 年４月）、合同会社弥久の輝き（平成 31 年４月）及び遠別町の４つです。介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所については湯らん福祉会が、訪問介護事業所については遠別町社会福祉協議会が、居宅介護支援事業所については湯らん福祉会、弥久の輝きが運営し、遠別町が運営するのは介護予防支援事業所のみとなっています。

平成 12・13 年度には浴室等には手すりを整備された高齢者向け公営住宅が建設され、独居及び高齢夫婦世帯が入居しています。また、高齢者と若年層が同一棟に入居することにより、近所づきあいの中での見守りを期待した公営住宅が建設されています。

平成 30 年７月には遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター「なごーみ」がオープンし、多世代交流の拡大や高齢者の健康増進、福祉の増進に寄与しています。

介護サービス基盤一覧

事業者・施設名	概　　要
社会福祉法人湯らん福祉会 特別養護老人ホーム　友愛苑（多床室）	本町６丁目１番地６ 定員 50 名
社会福祉法人湯らん福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム　友愛苑（ユニット型個室）	本町６丁目１番地６ 定員 20 名（R5.4～休止中）
社会福祉法人湯らん福祉会 ショートステイ友愛苑	本町６丁目１番地６ 定員６名（併設型）
社会福祉法人湯らん福祉会 デイサービスセンター　友愛苑	本町６丁目１番地６ 定員 18 名
社会福祉法人湯らん福祉会 居宅介護支援事業所　友愛苑	本町６丁目１番地６
合同会社　弥久の輝き　居宅介護支援事業所　宮川	本町３丁目 40 番地
遠別町社会福祉協議会　遠別訪問介護事業所	本町４丁目４３番地
遠別町地域包括支援センター（遠別町介護予防支援事業所）	本町３丁目３７番地
遠別町ふれあいステーション	本町６丁目１番地２
高齢者向け公営住宅（あかしや団地）	本町６丁目１番地６ 16 戸
遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター	本町４丁目 32、33、34、42、43 番地

第２節　居宅サービス

１　訪問介護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問介護事業所は社会福祉法人遠別町社会福祉協議会が運営する事業所のみです。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績があります。

利用回数は平成 16 年度（2,175 回）までは順調に増加してきましたが、平成 18 年度には激減しました。翌年度には 2,015 回まで増加しましたが、その後減少が続き、平成 22 年度には 1,131 回と介護保険制度が創設となった平成 12 年度の 1,682 回を大きく割り込みました。その後第５期、第６期計画期間中は 1,700 回前後の利用でしたが、平成 30 年度からは 2,000 回を超える利用回数で推移しています。

第８期計画における実績見込みについては、介護予防訪問介護が平成 28 年３月から地域支援事業へ移行したため、訪問型サービスになりましたが、居宅介護については、サ高住等の施設に入居し常時サービスを利用するケースが見受けられ、利用件数、利用回数、給付費ともに計画を上回っております。

また、町内においてはホームヘルパーが不足しているため、家事支援の訪問介護が利用しにくい状況で、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会において独自で実施している家事支援のサービスに加え、令和３年度から訪問型基準緩和サービスを開始しております。

計画別利用実績合計（訪問介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	771	1,063	1,039	742	907	679	722	865
回数	5,266	6,311	5,490	4,331	5,108	5,100	6,472	6,108
給付費	13,941,396	17,771,008	14,534,784	14,668,416	18,011,496	16,810,416	23,786,255	21,074,039

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（訪問介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	228	228	228
		回数	2,092	2,092	2,092
		給付費	8,938,000	8,943,000	8,943,000
	実績	件数	283	262	320
		回数	1,956	1,912	2,240
		給付費	6,756,540	6,407,317	7,910,182

※R05 は見込値

【　計　画　】

要介護認定者数は既にピークを迎えているため、今後は減少する見込みですが、在宅生活を継続できるよう、質の高いサービスの提供を目指す必要があります。そのため、給付費については同水準を見込み、介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、在宅サービスの普及に努めます。

第９期利用計画（訪問介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	348	348	348	348	347	342
	回数	2,280	2,280	2,280	2,280	2,268	2,208
	給付費	7,800	7,800	7,800	7,800	7,758	7,548

２　訪問入浴介護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問入浴介護事業所は令和５年度現在で１事業所もありません。（平成 12 年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

平成 12 年度から平成 27 年度まで利用実績はありませんでしたが、平成 28、29、令和元年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（訪問入浴介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	0	0	0	0	14	9	0
回数	0	0	0	0	0	28	36	0
給付費	0	0	0	0	0	323,379	441,412	0

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（訪問介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0
介護予防	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0

※R05 は見込値

【　計　画　】

第９期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

今後は訪問介護や通所介護の入浴介助では困難な状況も想定されます。広域でのサービス提供の模索や事業所の誘致など検討する必要があります。

３　訪問看護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問看護事業所は一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団羽幌地域訪問看護ステーションのみです。

利用回数は、令和５年度に 1,160 回（190 件）となり、給付費についても 9,253 千円となりました。第８期計画期間中においては、利用回数、給付費ともに増加の傾向が見られます。

要介護認定の利用者は、入院期間の短縮や認知症による服薬管理の必要な状況が増えてきたことが要因と考えられます。

予防訪問看護はの理学療法士によるリハビリは、12 か月以上の継続で減算となるため終了する状況が多くなっており、利用が減少している要因となっています。

計画別利用実績合計（訪問看護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	17	77	104	169	348	472	470	671
回数	146	521	322	595	1,537	1,762	1,670	3,227
給付費	992,268	3,191,082	2,050,857	4,531,605	12,923,195	13,910,534	13,311,151	24,947,646

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（訪問看護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	72	72	72
		回数	228	228	228
		給付費	1,834,000	1,835,000	1,835,000
	実績	件数	166	178	190
		回数	640	928	1,160
		給付費	4,617,540	7,791,579	9,253,008
介護予防	計画	件数	60	60	60
		回数	224	224	224
		給付費	1,843,000	1,844,000	1,844,000
	実績	件数	58	49	30
		回数	218	201	80
		給付費	1,456,161	1,340,982	488,376

※R05 は見込値

【　計　画　】

第８期計画期間中では、利用件数、利用回数、給付費ともに大幅に増加しており、通院が困難な受給者が在宅生活を継続する上で不可欠なサービスです。かかりつけ医や介護支援専門員と連携を図りながら、可能な限り在宅生活を継続するため、質の高いサービスの提供を目指す必要があると考えられます。

第９期利用計画（訪問看護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	204	204	204	204	203	201
	回数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,188	1,164
	給付費	9,000	9,000	9,000	9,000	8,952	8,712
介護予防	件数	36	36	36	36	35	35
	回数	96	96	96	96	84	84
	給付費	600	600	600	600	594	576

４　訪問リハビリテーション

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問リハビリテーション事業所は令和５年度現在で１事業所もありません。（平成 12 年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

平成 12 年度介護保険制度施行以来、利用実績もありません。希望者については訪問看護で対応している状況です。

【　計　画　】

第９期計画期間中においても、この状況に変化がないことが予想され、利用については見込まないこととします。

リハビリテーションは機能回復の有用性や介護予防の観点から展開すべき事業であり、そのためには理学療法士などの活用が急務です。保健・医療・福祉の連携により目標達成可能な基盤やサービス提供体制の整備を進める必要があるため、保健福祉職等職員修学資金貸付及び就労奨励金交付条例（平成 30 年条例第 1 号）に基づき、理学療法士の確保に努めます。

５　居宅療養管理指導

【　現　状　】

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医・薬剤師等が高齢者宅を訪問し、在宅での日常生活に必要な指導を行うサービスです。

遠別町内をサービス提供地域とする指定居宅療養管理指導事業所はみなし指定による調剤薬局の１事業所のみです。（平成 12 年度介護保険制度創設当時は遠別町立国保病院など複数の事業所が「みなし指定」されていましたが、６年を経過し更新手続きは行われませんでした。）

計画別利用実績合計（居宅療養管理指導）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	2	0	0	17	6	52	179	426
回数	2	0	0	32	12	105	397	1,064
給付費	16,920	0	0	93,420	31,320	475,335	1,353,339	3,260,142

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（居宅療養管理指導）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	84	84	84
		回数	0	0	0
		給付費	619,000	619,000	619,000
	実績	件数	92	146	160
		回数	199	375	400
		給付費	584,523	1,150,740	1,216,836
介護予防	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	28	0	0
		回数	90	0	0
		給付費	308,043	0	0

※R05 は見込値

【　計　画　】

町内での利用はありませんが、町外の特定施設の入居者による継続した利用があるため、第９期計画期間以降については、第８期の利用実績と同水準を見込みました。

第９期利用計画（居宅療養管理指導）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	192	192	192	192	191	190
	回数	492	492	492	492	480	468
	給付費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,488	1,452

６　通所介護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定通所介護事業所は社会福祉法人湯らん福祉会が運営するデイサービスセンター友愛苑がありましたが、平成 27 年の介護保険法の改正により地域密着型通所介護事業所となったため、現在は１事業所もありません。

また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績もあります。

第８期計画における実績見込みについては、介護予防通所介護が平成 28 年３月から前倒しで地域支援事業へ移行したため、利用実績はありません。居宅介護についても、平成 28 年４月からデイサービスセンター友愛苑が地域密着型通所介護事業所へ移行となったことから、町外での利用に限定されるため、利用件数、利用回数、給付費ともに、少数に止まりました。

計画別利用実績合計（通所介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	1,444	1,892	2,061	2,007	2,010	672	36	17
回数	5,353	7,173	8,032	9,021	9,833	3,253	322	97
給付費	28,940,490	35,549,370	45,348,489	61,765,854	71,362,273	21,686,214	1,809,003	774,150

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（通所介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0
	実績	件数	3	12	2
		回数	11	82	4
		給付費	85,653	664,061	24,436

※R05 は見込値

【　計　画　】

第９計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

７　通所リハビリテーション

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定通所リハビリテーション事業所は令和５年度現在で１事業所もありません。（平成 12 年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

平成 12 年度から平成 26 年度まで利用実績はありませんでしたが、平成 27、29、30 年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（通所リハビリテーション）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	0	0	0	0	10	5	0
回数	0	0	0	0	0	54	31	0
給付費	0	0	0	0	0	406,884	187,678	0

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（通所リハビリテーション）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0

※R05 は見込値

【　計　画　】

第９期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

地域支援事業でのリハビリテーションにより、機能回復の有用性や介護予防の観点から事業を展開し、保健・医療・福祉の連携により目標達成可能な基盤やサービス提供体制の整備を検討する必要があります。

８　短期入所生活介護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定短期入所生活介護事業所は社会福祉法人湯らん福祉会が運営する介護老人福祉施設に併設するショートステイ友愛苑のみです。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績があります。

第７期計画期間中は、併設する特別養護老人ホームの施設入所の需要が増加し、ショートステイ用としての利用が減少していましたが、第８期計画期間中は特別養護老人ホーム空室の状況及び町立国保病院の療養病床の利用が休止になったこともあり需要が増加し、利用件数、給付費ともに増加しております。

短期入所生活介護は介護者の身体的及び精神的な負担軽減のために活用されています。

計画別利用実績合計（短期入所生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	77	192	416	488	568	635	469	528
回数	450	1,671	3,639	4,407	4,414	5,240	4,959	4,572
給付費	4,115,439	14,114,223	26,792,847	33,427,386	32,426,927	37,691,673	33,061,504	33,657,376

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（短期入所生活介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	156	156	156
		回数	1,769	1,769	1,769
		給付費	12,492,000	12,499,000	12,499,000
	実績	件数	195	158	130
		回数	1,873	1,125	1,350
		給付費	13,420,269	8,586,810	10,341,699
介護予防	計画	件数	12	12	12
		回数	59	59	59
		給付費	344,000	345,000	345,000
	実績	件数	24	11	10
		回数	123	51	50
		給付費	766,980	328,257	213,361

※R05 は見込値

【　計　画　】

短期入所生活介護は在宅介護サービス費の約 27%を占めています。利用者の生活リズムの調整や介護者の身体的、精神的負担軽減には不可欠なサービスです。第９期計画期間中においても介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第９期利用計画（短期入所生活介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	144	144	144	144	143	140
	回数	1,392	1,392	1,392	1,392	1,380	1,344
	給付費	11,000	11,000	11,000	11,000	10,938	10,650
介護予防	件数	12	12	12	12	12	12
	回数	48	48	48	48	48	48
	給付費	300	300	300	300	300	300

９　短期入所療養介護

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定短期入所療養介護事業所は令和２年度現在で１事業所もありません。

平成 12 年度から平成 27 年度まで利用実績はありませんでしたが、平成 28、29、令和元年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（短期入所療養介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	0	0	0	0	8	1	0
回数	0	0	0	0	0	62	3	0
給付費	0	0	0	0	0	647,253	39,259	0

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（短期入所療養介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0
介護予防	計画	件数	－	－	－
		回数	－	－	－
		給付費	－	－	－
	実績	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0

※R05 は見込値

【　計　画　】

第９期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

10　福祉用具貸与

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定福祉用具貸与事業所は稚内市等に所在する営利法人による４事業所があります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合での利用実績もあります。

給付費は、平成 12 年度の介護保険制度が開始されてから、徐々に増加しており平成 29 年度には、過去最大の 6,478 千円となりましたが、第８期計画期間中は同水準で推移しました。

重度要介護者が在宅で生活するためには、介護用ベッド及びその付属品の貸与が必要となる場合が多く、高額になる傾向にあります。

計画別利用実績合計（福祉用具貸与）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	243	630	450	752	1,435	1,882	1,896	1,955
給付費	3,730,131	9,789,048	4,340,601	6,507,954	12,210,882	16,862,574	17,054,297	15,999,262

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（福祉用具貸与）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	444	444	444
		給付費	4,712,000	4,712,000	4,712,000
	実績	件数	449	440	430
		給付費	4,274,856	4,271,745	4,398,097
介護予防	計画	件数	228	228	228
		給付費	1,040,000	1,040,000	1,040,000
	実績	件数	229	187	220
		給付費	1,152,540	944,712	957,312

※R05 は見込値

【　計　画　】

福祉用具貸与は在宅介護サービス費の約 12%と割合は多くはありませんが、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスであり、今後も継続してサービスを提供する必要があります。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されますが、需要量には十分に供給可能であると考えられます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第９期利用計画（福祉用具貸与）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	444	444	444	444	439	412
	給付費	4,500	4,500	4,500	4,500	4,476	4,356
介護予防	件数	240	240	240	240	237	237
	給付費	1,120	1,120	1,120	1,120	1,110	1,080

11　福祉用具販売

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定福祉用具販売事業所は稚内市等に所在する営利法人による４事業所があります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合での利用実績があります。

平成 17 年度（利用者数 17 人、給付費約 590 千円）に最大となりましたが、近年の利用件数は 15 件前後、給付費は 300 千円前後で推移しています。

特に軽度要介護者が入浴補助用具を購入する場合が多い状況です。

計画別利用実績合計（福祉用具販売）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	22	44	35	42	39	47	43	46
給付費	339,070	1,212,806	809,519	1,039,329	849,114	1,141,524	1,083,315	1,123,072

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（福祉用具販売）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	12	12	12
		給付費	264,000	264,000	264,000
	実績	件数	7	12	10
		給付費	147,312	288,110	300,000
介護予防	計画	件数	12	12	12
		給付費	160,000	160,000	160,000
	実績	件数	2	10	5
		給付費	56,232	231,418	100,000

※R05 は見込値

計画別購入品目合計（福祉用具販売）

（単位：件）

品目	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
洋式便座	0	0	0	4	6	8	0	1
ポータブルトイレ	3	14	10	10	5	8	8	5
シャワーベンチ	16	20	18	14	21	23	18	18
浴槽用手すり	5	11	12	11	9	11	8	13
浴槽台	6	5	7	15	9	4	9	6
バスボード	1	2	2	1	1	1	1	1
浴槽内すのこ	0	0	0	1	1	0	0	0

※第８期は見込値

【　計　画　】

福祉用具販売は、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービスを提供する必要があります。

第９期計画期間中においても、シャワーベンチや浴槽用手すりなどの入浴補助用具やポータブルトイレなどの腰掛便座が主な購入品目となると考えられます。利用者、給付費については、第８期の利用実績とほぼ同数で推計しました。令和 12 年度以降についても、同数で推計しています。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第９期利用計画（福祉用具販売）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	12	12	12	12	12	12
	給付費	300	300	300	300	300	300
介護予防	件数	12	12	12	12	12	12
	給付費	300	300	300	300	300	300

12　住宅改修

【　現　状　】

介護保険制度の浸透により、手すりの設置など利用者は微増の状況です。下水道整備に伴い洋式便座への改修が増大したため、給付費は平成 14 年度（1,211 千円）に最大となりました。その後、利用件数は 15 件前後、給付費は 300～1,000 千円程度で推移しています。

特に軽度要介護者の手すり設置が多い状況です。

計画別利用実績合計（住宅改修）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	18	11	21	27	45	26	21	33
給付費	1,960,065	693,453	1,503,688	1,726,747	2,484,644	1,774,895	1,346,979	995,946

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（住宅改修）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	12	12	12
		給付費	352,000	352,000	352,000
	実績	件数	1	3	10
		給付費	43,605	132,066	250,000
介護予防	計画	件数	12	12	12
		給付費	360,000	360,000	360,000
	実績	件数	4	5	10
		給付費	110,880	109,395	350,000

※R05 は見込値

計画別購入品目合計（住宅改修）

（単位：件）

品目	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
手すりの取付け	9	9	18	28	41	25	21	22
段差の解消	2	4	3	7	11	5	0	0
床・通路面材料変更	1	0	0	1	0	0	0	0
引き戸等への取替	0	0	0	0	1	0	0	0
便器の取替え	4	0	0	0	0	0	0	0
付帯工事	0	0	1	1	0	0	0	0

※第８期は見込値

【　計　画　】

住宅改修は、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービスを提供する必要があります。

第９期計画期間中においても、手すりの設置が主な改修内容になると考えられます。利用者、給付費については、第８期の利用実績とほぼ同数で推計しました。令和 12 年度以降についても、同数で推計しています。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第９期利用計画（住宅改修）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	10	10	10	10	10	10
	給付費	250	250	250	250	250	250
介護予防	件数	10	10	10	10	10	10
	給付費	250	250	250	250	250	250

13　特定施設入居者生活介護

【　現　状　】

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などで、包括型（一般型）特定施設と外部サービス利用型特定施設に区分されます。

包括型は特定施設の従業者が入居者に対し、特定施設入居者生活介護としてサービスを提供します。

遠別町内には特定施設入居者生活介護事業所は令和２年度現在で１事業所もありません。（平成 12 年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

第３期計画期間から第５期計画期間において他市町村の事業所での利用はありましたが、第６期計画中の利用はありませんでした。しかし、第７期計画中では再び利用者が増加し、第８計画期間中においては、利用件数、利用回数及び給付費が急増しています。

計画別利用実績合計（特定施設入所者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	0	6	23	14	0	21	82
回数	0	0	167	594	397	0	539	2,295
給付費	0	0	947,016	3,831,483	2,806,076	0	3,112,412	15,324,888

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（特定施設入所者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	24	36	36
		回数	732	1,095	1,095
		給付費	4,731,000	7,172,000	7,172,000
	実績	件数	32	25	25
		回数	964	761	570
		給付費	6,705,702	4,969,080	3,650,106

※R05 は見込値

【　計　画　】

政府は「介護離職ゼロ」の対策の一環として、介護付有料老人ホームやサ高住等の特定施設の新設を後押しする支援を始めたため、今後特定施設の増加が考えられます。

町内においても、特養が満床により待機者となった際に特定施設を希望するケースがあるため、第９期計画期間中については、令和５年度の実績をもとに増加傾向と推計します。

また、令和 12 年度以降についても同様とします。

第９期利用計画（特定施設入所者生活介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	48	48	48	48	47	46
	回数	600	600	600	600	588	576
	給付費	4,200	4,200	4,200	4,200	4,176	4,062

14　居宅介護支援

【　現　状　】

遠別町内をサービス提供地域とする指定居宅介護支援事業所は社会福祉法人湯らん福祉会、合同会社弥久の輝きがあります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合及び住所地特例での利用実績があります。

要支援者を支援する介護予防支援については直営で行っておりますが、一部を町内の居宅介護支援事業所へ委託しています。また、一時的に他市町村で生活する場合には、他市町村の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

第８期計画期間中の居宅介護については、利用件数、給付費ともに順調に増加しており、令和３年度は、利用件数 780 件、給付費 10,245 千円で、過去最大となりました。介護予防については、平成 28 年３月に地域支援事業へ移行し、総合事業のみの利用者については、介護予防ケアマネジメント費を請求できないため、第７計画期間中と同水準となりました。

これまで要支援者、要介護１の軽度要介護者が多数でしたが、近年では、初回認定から要介護者となるケースが増加しています。また、区分変更も増え要介護２、要介護３の中度要介護者の増加が顕著になってきました。

計画別利用実績合計（居宅介護支援）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	2,146	2,738	2,851	2,833	3,090	3,081	3,091	3,020
給付費	16,610,020	26,490,726	29,733,918	25,284,803	26,982,032	30,766,480	32,876,000	33,592,347

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（居宅介護支援）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	732	732	732
		給付費	9,632,000	9,638,000	9,638,000
	実績	件数	780	754	760
		給付費	10,245,738	10,084,995	10,069,516
介護予防	計画	件数	276	276	276
		給付費	1,201,000	1,201,000	1,201,000
	実績	件数	258	218	250
		給付費	1,133,120	1,000,386	1,058,592

※R05 は見込値

【　計　画　】

居宅介護支援は在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービス提供をする必要があります。

第８期計画期間中、要介護認定者数は減少しているにもかかわらず、介護度の重度化により給付費は増加傾向にありましたので、第９期計画期間中及び令和 12 年度以降については、今以上の重度化を回避し同水準を維持できるよう、地域支援事業による一般介護予防及び後期高齢者健診の受診率向上に努めます。

第９期利用計画（居宅介護支援）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	804	804	804	804	800	779
	給付費	11,000	11,000	11,000	11,000	10,938	10,650
介護予防	件数	240	240	240	240	239	232
	給付費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,092	1,062

第３節　地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、平成 18 年度に開始されたサービスです。

原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定、指導監督の権限を有し、国の基準の範囲内で独自の介護報酬、指定基準が設定できます。

現在、遠別町が指定している地域密着型サービス事業所は、他市町村に所在する認知症対応型共同生活介護を行う３事業所と、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護と、地域密着型通所介護を行う社会福祉法人湯らん福祉会の２事業所となっております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービスについては、平成 18 年地域密着型サービス創設以来、指定の実績がありませんが、住所地特例による町外での利用が増加しています。

１　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【　計　画　】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

１つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する（一体型）か、あるいは訪問看護事業所と緊密な連携を図って実施します（連携型）。

令和元、２年度に住所地特例者による他市町村での利用がありましたが、遠別町内をサービス提供地域とする事業者は無いため第９期計画期間中は見込まないこととします。

計画別利用実績合計（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	－	－	－	－	－	－	22	38
回数	－	－	－	－	－	－	28	1,032
給付費	－	－	－	－	－	－	2,838,987	10,033,485

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	0	0	0
		回数	0	0	0
		給付費	0	0	0
	実績	件数	11	12	15
		回数	297	365	370
		給付費	2,902,486	3,544,979	3,586,020

※R05 は見込値

２　夜間対応型訪問介護

【　計　画　】

夜間対応型訪問介護は、要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回または通報により、訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間においても安心して生活を送ることができるように援助するものです。「定期巡回」「オペレーションセンターサービス」「随時訪問サービス」が一括して提供されます。

第９期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

３　地域密着型通所介護

【　現　状　】

平成 27 年の介護保険法の改正により、平成 28 年４月から通所介護事業所の利用定員が 18 人以下の事業所は地域密着型通所介護事業所となりました。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

町内では平成 28 年４月からデイサービスセンター友愛苑が地域密着型通所介護事業所へ移行し、サービスを提供しています。

計画別利用実績合計（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	－	－	－	－	－	860	1,376	1,250
回数	－	－	－	－	－	3,751	6,362	6,288
給付費	－	－	－	－	－	26,023,694	43,485,192	44,729,623

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	444	444	444
		回数	2,141	2,141	2,141
		給付費	14,989,000	14,997,000	14,997,000
	実績	件数	478	412	360
		回数	2,264	2,024	2,000
		給付費	15,325,581	15,135,101	14,268,941

※R05 は見込値

【　計　画　】

地域密着型通所介護は、身体状況を維持又は改善を図り介護予防の観点からも、自立した在宅生活を継続する上で中心的なサービスです。

第９期計画については、第８期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。

第９期利用計画（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	408	408	408	408	407	403
	回数	2,100	2,100	2,100	2,100	2,088	2,040
	給付費	15,000	15,000	15,000	15,000	14,916	14,526

４　認知症対応型通所介護

【　計　画　】

認知症対応型通所介護は、認知症（急性を除く）の要介護者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

第９期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

５　小規模多機能型居宅介護

【　計　画　】

小規模多機能型居宅介護は、居宅で通所や短期宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう援助するものです。登録された定員を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

第９期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

６　認知症対応型共同生活介護

【　現　状　】

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにするものです。

遠別町内に、認知症対応型共同生活介護を行う事業所はありません。他市町村長の同意のもと、グループホームに入居しているのが現状です。

平成 30 年度には過去最大の 19 人となり、給付費についても 43,609 千円となりましたが、近年は利用回数、給付費ともに減少の傾向が見られます。

また、要支援者についても令和２～４年度に１名の入居がありました。

計画別利用実績合計（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	29	42	83	167	428	521	400
回数	0	893	1,251	2,346	4,911	12,607	15,301	11,526
給付費	0	6,448,960	9,628,173	19,016,586	37,410,822	94,048,542	119,460,451	90,777,813

※第 8 期は見込値

第８期利用計画及び実績（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	156	168	168
		回数	0	0	0
		給付費	36,541,000	39,647,000	39,647,000
	実績	件数	136	108	135
		回数	4,001	3,135	3,750
		給付費	31,727,267	24,808,345	29,959,884
介護予防	計画	件数	12	12	12
		回数	0	0	0
		給付費	2,477,000	2,479,000	2,479,000
	実績	件数	13	8	0
		回数	395	245	0
		給付費	2,558,772	1,723,545	0

※R05 は見込値

【　計　画　】

平成 30 年度をピークに、利用回数、利用件数、給付費ともに減少しましたが、供給量の不足が要因で、今後も需要は高いと考えられる為、第９期計画期間及び令和 12 年度以降についても、第８期計画実績をもとに推計しました。

第９期利用計画（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	156	156	156	156	144	144
	回数	4,745	4,745	4,745	4,745	4,380	4,380
	給付費	32,400	32,400	32,400	32,400	32,226	31,374
介護予防	件数	6	6	6	6	6	6
	回数	180	180	180	180	180	180
	給付費	1,440	1,440	1,440	1,440	1,428	1,392

７　地域密着型特定施設入居者生活介護

【　計　画　】

地域密着型特定施設とは、有料老人ホーム等で入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が 29 人以下のものです。地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者である入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、地域密着型特定施設で、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

第９期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

今後、高齢者が可能な限り自宅で生活できるよう包括ケアの推進により住まいのあり方についても検討を進める必要があります。

８　地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

【　現　状　】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、原則要介護３以上の要介護者を対象とした定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。

平成 22 年度から社会福祉法人湯らん福祉会が特別養護老人ホーム友愛苑の増改築を行い、平成 24 年４月から新たにユニット型個室 20 床の運用を開始しましたが、令和５年４月から介護人材の不足等により、ユニット型個室の運用が休止となっています。

当初、ユニット型個室と既存の多床室の合計 70 床を広域の介護老人福祉施設として運用する計画でしたが、平成 23 年介護保険法改正により、29 床以下のユニット型個室については地域密着型介護老人福祉施設となりました。

平成 19 年４月に指定を受け、６年後の指定更新申請をするまでの間は、経過措置により広域で運営し、平成 25 年４月に指定を受け、地域密着型介護老人福祉施設として運営しています。

計画別利用実績合計（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	0	0	0	0	434	610	611	377
回数	0	0	0	0	12,660	18,000	17,890	10,835
給付費	0	0	0	0	95,987,421	142,692,579	157,922,127	95,382,985

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	216	216	216
		回数	0	0	0
		給付費	55,565,000	55,596,000	55,596,000
	実績	件数	175	192	10
		回数	5,135	5,455	245
		給付費	45,676,338	47,712,697	1,993,950

※R05 は見込値

【　計　画　】

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は地域密着型サービス費の約51%を占め、今後も継続的なサービス提供が必要です。

また、ニーズ調査の結果を踏まえ、現在休止となっているユニット型個室の再開に向け検討していく必要があります。

第９期計画以降においては、第８期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。

第９期利用計画（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	0	240	240	240	240	240
	回数	0	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
	給付費	0	61,770	61,770	61,770	61,770	61,770

９　看護小規模多機能型居宅介護

【　計　画　】

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所が行うサービスです。

別々に指定を受けた事業所から、別々にサービスを提供するよりも、看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されたケアマネージャーによるサービスの一元管理により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。

第９期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

今後、高齢者が可能な限り自宅で生活できるよう包括ケアの推進により住まいのあり方についても検討を進める必要があります。

第４節　施設サービス

１　介護老人福祉施設

【　現　状　】

遠別町内に所在する指定介護老人福祉施設は平成 22 年度に遠別町から経営移譲された社会福祉法人湯らん福祉会が運営する特別養護老人ホーム友愛苑の１施設のみです。また利用実績としては、令和５年 12 月現在で２名が他市町村の特別養護老人ホームに入所しています。

平成 24 年４月から増床したユニット型個室 20 床の運用が開始され、利用件数等が一時的に増えましたが、平成 25 年４月から増床分が地域密着型介護老人福祉施設となり、利用件数については、現在年間 500 件程度で推移しております。

計画別利用実績合計（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	1,837	1,864	1,825	1,750	1,826	1,582	1,450	1,484
回数	53,495	54,302	53,427	50,533	53,517	45,894	41,973	42,477
給付費	439,465,121	409,687,983	395,614,572	416,078,288	439,802,258	347,103,629	352,875,052	349,225,060

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	492	504	504
		回数	0	0	0
		給付費	121,528,000	124,585,000	124,755,000
	実績	件数	451	453	580
		回数	13,016	12,961	16,500
		給付費	109,322,793	105,782,337	134,119,930

※R05 は見込値

【　計　画　】

介護老人福祉施設は施設介護サービス費の約 88%を占め、介護給付費全体の約 35%を占める重点的なサービスで、今後も継続的なサービス提供が必要です。

第９期計画においては、第８期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。令和 12 年度以降については、第９期計画期間中と同数と推計しました。

第９期利用計画（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	576	576	576	576	576	552
	回数	17,520	17,520	17,520	17,520	17,520	16,790
	給付費	135,000	135,000	135,000	135,000	134,286	130,734

２　介護老人保健施設

【　現　状　】

介護老人保健施設への入所対象者は、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療のサービスを必要とする要介護者です。

遠別町内に所在する指定介護老人保健施設は、平成 29 年度現在で１事業所もありません。

第８期計画期間中の利用実績としては、札幌市や旭川市などの施設に３名程度入所しております。

計画別利用実績合計（介護老人保健施設）

（単位：件、回、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	147	78	85	87	50	66	151	142
回数	4,315	2,245	2,495	2,488	1,434	1,888	4,463	4,101
給付費	40,182,906	20,813,425	23,529,483	24,427,325	14,113,940	17,943,553	40,028,910	37,260,871

※第 8 期は見込値

第８期利用計画及び実績（介護老人保健施設）

（単位：件、回、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	60	60	60
		回数	0	0	0
		給付費	16,562,000	16,572,000	16,572,000
	実績	件数	40	42	60
		回数	1,181	1,220	1,700
		給付費	10,937,472	10,645,895	15,677,504

※R05 は見込値

【　計　画　】

第９期計画においては、第８期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。令和 12 年度以降については、第９期計画期間中とほぼ同数で推計しました。

第９期利用計画（介護老人保健施設）

（単位：件、回、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	72	72	72	72	72	60
	回数	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190	1,825
	給付費	16,200	16,200	16,200	16,200	16,110	15,684

３　介護医療院

【　計　画　】

介護医療院は、介護療養型医療施設に代わる施設として、平成 30 年４月に創設されました。

第９期計画期間中においては、遠別町及び近隣市町村において新規に開設される予定はないことから、利用については見込まないこととします。

第５節　その他介護サービス

１　特定入所者介護サービス費

【　現　状　・　計　画　】

市町村住民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住（滞在）費には、利用者負担の限度額が設定され、その限度額を超える分を特定入所者介護サービス費として支給されます。

この特定入所者介護サービス費は、平成 17 年 10 月利用分から施行されています。低所得者の施設サービスや短期入所サービス利用日（回）数が増加するほど、給付費は増額となります。

第９期計画及び令和 12 年度以降については、制度改正を踏まえ、影響額を勘案し推計しています。

計画別利用実績合計（特定入所者介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	－	276	2,106	2,043	2,445	2,354	2,148	1,748
給付費	－	8,662,530	60,170,510	53,860,790	76,448,350	87,285,040	84,402,487	60,795,877

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（特定入所者介護サービス費）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		給付費	30,192,000	30,192,000	30,192,000
	実績	件数	637	559	520
		給付費	23,017,810	19,702,524	17,971,703
介護予防	計画	件数	－	－	－
		給付費	56,000	56,000	56,000
	実績	件数	21	6	5
		給付費	74,506	19,334	10,000

※R05 は見込値

第９期利用計画（特定入所者介護サービス費）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	648	648	648	648	642	609
	給付費	24,000	24,000	24,000	24,000	23,868	23,238
介護予防	件数	24	24	24	24	24	24
	給付費	50	50	50	50	50	50

２　高額介護サービス費

【　現　状　・　計　画　】

要介護者等が１ヵ月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた場合に高額介護サービス費として支給されます。

この高額介護サービス費は、低所得者には負担が過重にならないように、保険料段階に応じた上限額が設定されています。

低所得者の介護サービス利用料が増加するほど、給付費は増額となります。

第９期計画及び令和 12 年度以降については、第８期計画期間中の給付費をもとに推計しています。

計画別利用実績合計（高額介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	361	538	1,125	1,374	2,067	2,019	2,245	2,011
給付費	1,535,647	3,823,187	7,687,643	15,088,822	20,572,336	18,551,008	23,844,394	22,517,726

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（高額介護サービス費）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		給付費	8,456,000	8,456,000	8,456,000
	実績	件数	687	653	650
		給付費	8,088,724	7,239,165	7,008,164
介護予防	計画	件数	－	－	－
		給付費	80,000	80,000	80,000
	実績	件数	11	10	0
		給付費	94,832	86,841	0

※R05 は見込値

第９期利用計画（高額介護サービス費）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	720	720	720	720	716	697
	給付費	8,000	8,000	8,000	8,000	7,956	7,746
介護予防	件数	12	12	12	12	12	12
	給付費	100	100	100	100	100	100

３　高額医療合算介護サービス費

【　現　状　・　計　画　】

介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき、高額医療合算介護サービス費が支給されます。１年間の介護保険と医療保険・後期高齢者医療の負担額を、７月 31 日時点での医療保険の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分が支給対象となります。また、介護保険と医療保険・後期高齢者医療は負担額に応じて按分され、医療保険・後期高齢者医療では高額介護合算療養費として支給されます。

低所得者の介護サービス利用料が増加するほど、給付費は増額となります。

第９期計画及び令和 12 年度以降については、第８期計画期間中の給付費をもとに推計しています。

計画別利用実績合計（高額医療合算介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第１期 (H12～H14)	第２期 (H15～H17)	第３期 (H18～H20)	第４期 (H21～H23)	第５期 (H24～H26)	第６期 (H27～H29)	第７期 (H30～R02)	第８期 (R03～R05)
件数	－	－	－	68	166	157	80	133
給付費	－	－	－	1,556,572	4,332,121	3,872,428	2,599,024	3,358,122

※第８期は見込値

第８期利用計画及び実績（高額医療合算介護サービス費）

（単位：件、円）

区分			R03	R04	R05
居宅介護	計画	件数	－	－	－
		給付費	1,352,000	1,352,000	1,352,000
	実績	件数	56	45	32
		給付費	1,439,537	1,161,138	757,447

※R05 は見込値

第９期利用計画（高額介護サービス費）

（単位：件、千円）

区分		R06	R07	R08	R12	R17	R22
居宅介護	件数	60	60	60	60	60	58
	給付費	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,158

Ⅳ　地域支援事業の推進

第１節　地域支援事業の現状

地域支援事業とは、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業です。

事業は大きく３つの柱からなり、要支援者等を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」と地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての「包括的支援事業」市町村の判断により行われる「任意事業」からなります。

平成 24 年度には「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みがスタートし、以降、介護予防事業は総合事業に再編され、平成 28 年 3 月から要支援認定者に係る訪問・通所サービスが総合事業に移行するとともに、包括的支援事業では新たな事業が組み込まれるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて事業体系が見直されています。

本町における具体的な事業として、平成 28 年度から在宅医療・介護連携や認知症施策の推進を図るほか、生活支援体制整備事業など、高齢者の自立した生活支援を進めています。

１　介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、自立支援に関する取り組みを推進するために、要介護認定に至らない要支援者や、今後要介護状態に陥る可能性のある方を含めた全ての65歳以上の高齢者に対して行われます。保険者機能強化推進交付金等の活用し、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組の充実を図ります。

〇介護予防・生活支援サービス事業

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた事業対象者及び要支援１・２の認定者（以下「要支援者等」という。）を対象とし、本人の希望及び自立支援のために必要な範囲でサービスを提供します。多様なサービスの創設に向けて検討してきた訪問型基準緩和サービスを実施しています。

・訪問型サービス（従前の訪問介護相当サービス）

　従前の介護予防訪問介護と同等のサービスで身体介護の専門性のあるサービスを必要とする場合の日常生活の支援を継続して実施していきます。

・訪問型サービスＡ（訪問型基準緩和サービス）

　身体介護以外の掃除・洗濯等の生活援助サービスで、生活支援サポーター（生活支援サポーター養成講座修了者）による生活援助を実施します。

第８期利用実績（訪問型サービス）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05
実績	件数	131	177	170
	回数	670	808	640
	給付費	1,764,711	2,044,746	1,600,000

※R05 は見込値

第９期利用計画（訪問型サービス）

（単位：件、回、千円）

区分	R06	R07	R08	R12	R17	R22
件数	204	204	204	204	203	201
回数	696	696	696	696	684	672
給付費	2,000	2,000	2,000	2,000	1,986	1,932

・訪問型サービスＣ（短期集中予防サービス事業）

　通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる者に、保健・医療専門職が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握し、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施します。

・通所型サービス（従前の通所介護相当サービス）

　従前の介護予防通所介護と同等のサービスで、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、日常生活の支援や日常生活動作訓練等を指定事業所において提供します。

第８期利用実績（通所型サービス）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05
実績	件数	260	211	170
	回数	935	716	650
	給付費	3,656,316	2,921,146	2,400,000

※R05 は見込値

第９期利用計画（通所型サービス）

（単位：件、回、千円）

区分	R06	R07	R08	R12	R17	R22
件数	240	240	240	240	239	238
回数	804	804	804	804	792	780
給付費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,480	3,384

・介護予防ケアマネジメント（総合事業のみを利用する方のケアマネジメント業務）
　要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

第８期利用実績（介護予防ケアマネジメント）

（単位：件）

区分		R03	R04	R05
実績	件数	199	220	224

※R05 は見込値

第９期利用計画（介護予防ケアマネジメント）

（単位：件）

区分	R06	R07	R08	R12	R17	R22
件数	240	240	240	240	228	228

〇一般介護予防事業

一般介護予防事業は、従来から存在した介護予防事業から移行して総合事業に位置付けられたものです。

町が行う事業と地域の共助やサービス事業者との役割を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、町民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加や通いの場が継続できる地域づくりを推進するとともに、地域の保健・介護・福祉の知識を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護・要支援の状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

対象者は、第一号被保険者である65歳以上の全ての高齢者です。

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

２　包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営分の「総合相談や支援」「権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント」と社会保障充実分の「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」を行ないます。地域包括支援センターは包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

〇総合相談支援業務

心身の状況等必要な実情の把握、保健医療・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など総合的な支援を行っています。

〇権利擁護業務

高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度を円滑に利用できるような支援など権利擁護のため必要な援助を行っています。

〇包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が地域で暮らし続けられるように、介護や医療だけではなく、住まいや生活に関することなどあらゆる要素を総合的かつ継続的に支援するため、「個別ケアマネジメント」及び「環境整備」の支援を行います。

〇在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく提供するために医療や介護の協働・連携の推進を図ります。

医療・介護の多職種の連携を実現するために、多職種を対象とした事例検討や研修等を実施します。

また、本人・家族・支援者が十分に認識・理解し、人生の最終段階における意思決定を支援できるように、「終末期・救急医療部会」を立ち上げ、ＡＣＰ（人生会議）について理解を深めるために「ＡＣＰシート」の普及啓発を行います。

〇生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが高齢者の困りごとや地域の課題を多様な関係者と解決策等を協議します。また、第８期の期間中に就労的活動支援コーディネーターの配置も検討し、高齢者の生きがいや社会参加を推進します。

〇認知症総合支援事業

認知症の早期発見・早期相談に向けて、本人や家族が小さな異常を感じたときに身近な存在であるかかりつけ医や介護保険サービス事業所、地域の行政等の関係機関は、適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるように努めることが求められています。本人や周囲が早く気づき、早期対応できるよう積極的な情報提供を行い、関係機関の連携強化を図り、早期発見・早期対応の体制構築を目指します。

事業	内容
認知症初期集中支援推進事業	認知症の方及びその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医と連携しながら、早期診断および早期対応に向けた支援を行います。
認知症地域支援・ケア向上事業	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方への相談支援並びに連携体制を構築する。
チームオレンジ事業	認知症サポーターが個人やチームにより認知症の人やその家族等への具体的な支援につながる仕組みづくり（チームオレンジ）の整備に向けた検討をします。

○地域ケア会議推進事業

地域に生活する高齢者の方々ができる限り住み慣れた環境の中で生活できるようにという地域包括ケアを推進するため、民生委員等が集まって地域で生活する高齢者を支えていくための合議体です。当町では、遠別町地域自立支援協議会（高齢者部会）において生活に支障のある高齢者の支援について検討を行っています。

３　任意事業

任意事業は、住み慣れた地域で安心した生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や現に介護する家族等に対し、地域の実情に応じた必要な支援をすることを目的として、「介護給付等費用適正化事業」「家族介護支援事業」「その他の事業」を行います。法律の趣旨に合致すれば多様な事業展開が可能で、地域の実情に応じ市町村独自の形態により行うことができます。

○介護給付等費用適正化事業

介護（介護予防）給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や介護保険料の抑制を通じて、持続可能な介護保険制度の構築のため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を行っています。

○その他の事業

・成年後見人利用支援事業

高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を地域包括支援センターで受け、関係機関と定期的に相談事例などの情報交換を行いながら、今後、市民後見実施機関検討協議会等の設置により、成年後見制度の普及・促進を図ります。

さらに、成年後見を申し出る親族のいない高齢者に対して成年後見市町村長申立てを実施するとともに「成年後見制度利用支援事業」により申立て経費や後見人報酬等の助成を行います。

○認知症サポーター養成事業

認知症介護に関する適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容として実施します。

Ⅴ　介護保険サービスを円滑に確保するための方策

第１節　将来の市町村特別給付等についての考え方

介護保険制度では、保険給付に「法定給付」として「介護給付」「介護予防給付」が位置づけられ、「法定外給付」として「市町村特別給付」が条例により定めることができます。法定給付にあたる居宅サービスの一部を法定基準より回数を多く定める「上乗せサービス」と法定給付以外のサービスを行う「横出しサービス」を実施することができます。市町村特別給付の財源の全てが第１号被保険者保険料で賄うことになっています。

遠別町では平成 12 年の介護保険法施行以来、保険料の上昇に直結することから、実施していません。

現状の介護サービスを低下させないことを方針として、法定外サービスについては、遠別町及び社会福祉法人等の独自事業として継続すべきと考えます。

今後、市町村特別給付とするか否かについては、利用者の負担等の考え方を再検討した上で慎重に判断する必要があります。

第２節　介護サービス提供事業者の参入

遠別町において、利用可能な介護保険サービスは、都市部と比較すると少ないのが現状です。特に居宅介護サービス部門の充実が重要であり、企業やＮＰＯ法人も含め多様な事業者が参入することにより、施設サービスに依存せずに在宅生活を可能にできるものと考えます。

しかし、当町においては、担い手不足が問題となっており、新たな介護サービス提供事業者（有料老人ホーム等）の確保は難しい状態にあります。

また、今後、ボランティアによる支え合い活動も必要なため、生活支援体制整備事業での担い手の育成や支援の検討を進める必要があります。

第３節　低所得者に対する利用者負担軽減

介護保険制度では、低所得者に対し、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費の支給を定めています。

遠別町においては、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成 12 年老発 474 号）」に基づき、利用者負担軽減事業（「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」・「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」・「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」）を実施しています。

今後も、低所得者への軽減事業については継続して実施する必要があると考えます。

第４節　要介護認定申請をしない方への対応

地域包括支援センター、高齢者福祉担当、民生委員や社会福祉法人等が連携し、認定申請が必要と思われる方について情報収集や個別訪問を行い、介護予防把握事業や実態把握、要介護認定申請や事業対象者としての総合事業利用への助言、相談等を行っています。

今後も高齢者独居世帯や夫婦世帯の増加が予想されることから、これまでと同様に積極的に実態把握に努める必要があります。

第５節　関係機関の連携

介護サービス利用者のケアマネジメントが円滑に行われ、ニーズに応じたサービスを提供するためには、サービス提供事業所等と密接な連携が成立していることが前提であり、利用者が一貫した援助を受けていると思われるようなサービス提供が求められます。

これまでと同様に関係機関が密接な相互連携を図ることが必要です。

第６節　町民への周知・啓発活動

介護保険制度は、その創設から 24 年が経ち、サービスの利用者は制度創設時の 3 倍を超え、全国で 500 万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

今後も積極的に介護保険事業に関し制度の周知や解説等を行う必要があります。具体的には、ホームページや広報媒体での分かりやすい保健福祉情報の提供や、必要に応じ制度の説明会を実施します。

第７節　相談・苦情処理体制の整備

介護サービス利用者の様々な相談・苦情に対し、即時対応する必要があり、自治体の果たすべき役割となっています。遠別町にあった相談・苦情対応の体制を構築します。

また、相談・苦情内容によっては、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り対応します。

【相談・苦情内容と対応】

相談・苦情内容	対　　応
○制度の内容に関するもの ・介護保険制度の疑問等	広報等による住民への周知 直接または電話等での対応
○介護サービスの契約に関するもの ・契約の不履行 ・あいまいな契約書のトラブル	権利・義務の明確化の指導 契約書内容の明確化の指導
○介護サービスの内容に関するもの ・サービス提供時の物理的・身体的被害 ・身体拘束等の虐待・被害 ・サービス提供従事者との相性 ・サービス内容の不備	損害賠償内容の確認 処遇や被害内容の確認 従者者の交代等の指導 事業者への確認
○要介護認定に関するもの ・自立認定によるサービス利用の不可 ・要介護認定の取り消し等	実態把握と解決策の検討 必要なサービスの手配 行政不服審査

Ⅵ　高齢者福祉サービス等の実施

第１節　高齢者自立支援事業

１　電話訪問サービス

高齢者が居宅で自立した生活を送るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、電話で安否の確認や心身状況の確認等を行っています。実施方法としては社会福祉法人遠別町社会福祉協議会に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

２　福祉相談員派遣サービス

高齢者が居宅で安心かつ自立した生活の継続を可能にするため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、日常生活上の軽易な支援及び相談援助を行っています。実施方法としては社会福祉法人遠別町社会福祉協議会に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

３　除雪サービス

高齢者が居宅で自立した生活を送るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、玄関前等の除雪支援を行っています。実施方法としては高齢者事業団に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

４　緊急通報システム設置サービス

高齢者の緊急事態における迅速かつ的確な救護体制を図るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、24 時間 365 日対応の緊急通報システムの設置及び運用を行い、利用者の緊急時の通報の他に相談支援や委託事業者からのお伺い電話を行っています。実施方法としては安全センター株式会社に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

第２節　高齢者福祉増進推進対策事業

１　高齢者交通費助成事業

高齢者の積極的な社会参加を助長することを目的とし、バス及びタクシーを必要とする満 70 歳以上の高齢者にその費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活及び社会生活を容易にするため、交通費助成券を交付しています。

バス乗車券については年間 30 枚を交付し、沿岸バス株式会社及び町が運行する遠別町内の運行バス路線で利用でき、タクシー乗車券については、年間 10 枚を交付し株式会社北星観光が運行するタクシーの基本料金部分を助成しています。

今後高齢者世帯の増加が予想され、社会参加の助長等により一定の介護予防効果が見込めることから、引き続き実施する必要があります。

また、平成 27 年 3 月から、遠別町福祉有償運送等運営協議会を設置し、高齢者に限らず障がい者の交通の確保を行っています。

２　高齢者温泉入浴券交付事業

高齢者の健康増進や交流機会の拡大、いきいきとした心の健康づくりを目的とし、満 65 歳以上の高齢者を対象に、旭温泉の無料入浴券を年間 10 枚交付しています。
今後高齢者世帯の増加が予想され、健康増進や交流機会の拡大等により一定の介護予防効果が見込めることから、引き続き実施する必要があります。

３　遠別町高齢者等見守りネットワーク事業

一人暮らし高齢者等の見守りを充実させるため、民間事業者等と見守りに関する協定を締結しています。この協定では、民間事業者等の日常業務の中で「緩やかな見守り」を行い、異変を発見した場合に町へ連絡をいただき、町では関係機関や地域と連携して対応することとしています。
高齢者等の見守りでは、自らも日常生活において地域や親族等との関わりを持つことを意識するとともに、地域住民同士の見守りが非常に重要です。

協定締結の状況（令和５年１月末現在）

協力事業者	１２事業者
協力福祉団体等	４団体
行政機関	２機関

４　地域支え合いサロン（共生型サロン）

地域で支援を必要とする人々の憩いの場を作ることにより、引きこもりや孤立を解消し、生きがいづくりに繋げることを目標とし、障がい者と高齢者等が支え合い地域で安心して主体的に暮らしていけるよう共生型サロンを実施しています。
障がい者や高齢者等の心身の健康増進に繋がることから、引き続き実施する必要があります。

第３節　その他の事業

高齢者が参加可能な団体やサービスは、遠別町内に 5 団体ある老人クラブ、高齢者事業団、遠別町教育委員会が主催する「しらかば学園大学」、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会が主催する、「ぽかぽか交流会」等があります。
いずれも、交流機会の拡大等により一定の介護予防効果が見込めることから、積極的に加入促進を図る必要があります。
また、町内会主催の「集いの場」など、生活支援コーディネーターが実施支援をしています。

Ⅶ　介護保険事業費の見込み（令和 6～8 年度）

第１節　第８期計画の実績

第８期計画期間中の実績（見込）については、前述「Ⅲ　介護保険事業の現状と推計」のとおりであり、その給付実績を集計しました。

第８期計画の給付実績

（単位：円）

区分		R3	R4	R5
居宅サービス	計画	48,522,000	50,984,000	50,984,000
	実績	51,865,694	48,301,653	50,581,521
施設サービス	計画	138,090,000	141,157,000	141,327,000
	実績	120,276,105	116,428,232	149,797,434
地域密着型サービス	計画	109,572,000	112,719,000	112,719,000
	実績	98,190,444	92,924,667	49,808,795
その他サービス	計画	40,331,964	40,338,964	40,337,964
	実績	32,945,214	28,427,361	25,957,234
地域支援事業	計画	17,212,000	17,287,000	17,263,000
	実績	15,250,518	17,189,404	14,396,000
合計	計画	353,727,964	362,485,964	362,630,964
	実績	318,527,975	303,271,317	290,540,984
	進捗	90.05%	83.66%	80.12%

※R05 は見込値

第２節　施設サービス給付費の推計

施設サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6		R7		R8		R12		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護老人福祉施設	47	130,683,000	48	132,059,000	48	132,747,000	48	132,059,000	46	126,556,000
介護老人保健施設	5	15,276,000	5	15,437,000	5	15,518,000	5	15,437,000	5	14,794,000
合計	52	145,959,000	53	147,496,000	53	148,265,000	53	147,496,000	50	141,350,000

◆　施設サービス総給付費　441,720,000 円

第３節　居宅サービス給付費の推計

１　居宅介護サービス給付費の推計

居宅介護サービス給付費は、サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6		R7		R8		R12		R22	
	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費
訪問介護(回)	2,183	7,709,000	2,206	7,790,000	2,217	7,831,000	2,206	7,790,000	2,114	7,466,000
訪問看護(回)	1,130	9,018,000	1,142	9,113,000	1,148	9,160,000	1,142	9,113,000	1,095	8,733,000
短期入所生活介護(日)	1,315	10,078,000	1,329	10,184,000	1,336	10,237,000	1,329	10,184,000	1,274	9,760,000
居宅療養管理指導(件)	156	1,188,000	158	1,201,000	158	1,207,000	158	1,201,000	151	1,151,000
特定施設入所者生活介護(件)	24	3,557,000	25	3,595,000	25	3,613,000	25	3,595,000	24	3,445,000
福祉用具貸与(件)	419	4,287,000	423	4,332,000	426	4,355,000	423	4,332,000	406	4,152,000
福祉用具購入(件)	10	250,000	10	250,000	10	250,000	10	250,000	9	250,000
住宅改修(件)	10	250,000	10	250,000	10	250,000	10	250,000	9	250,000
居宅介護サービス計画(件)	741	9,814,000	748	9,917,000	752	9,969,000	748	9,917,000	717	9,054,000
合計	－	46,151,000	－	46,632,000	－	46,872,000	－	46,632,000	－	44,261,000

◆　居宅介護サービス総給付費　139,655,000 円

２　介護予防サービス給付費の推計

介護予防サービス給付費は、サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6		R7		R8		R12		R22	
	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費
介護予防訪問看護(回)	78	477,000	79	482,000	79	484,000	79	482,000	75	461,000
介護予防短期入所生活介護(日)	49	210,000	49	213,000	49	214,000	49	213,000	47	204,000
介護予防福祉用具貸与(件)	214	934,000	217	944,000	218	949,000	217	944,000	207	905,000
介護予防福祉用具購入(件)	5	250,000	5	250,000	5	250,000	5	250,000	5	250,000
介護予防住宅改修(件)	10	250,000	10	250,000	10	250,000	10	250,000	9	250,000
介護予防サービス計画(件)	244	1,034,000	246	1,045,000	247	1,050,000	246	1,045,000	236	1,001,000
合計	－	3,155,000	－	3,184,000	－	3,197,000	－	3,184,000	－	3,071,000

◆　介護予防サービス総給付費　9,536,000 円

第４節　地域密着型サービス給付費の推計

地域密着型サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6		R7		R8		R12		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
地域密着型通所介護(件)	0	13,904,000	0	14,050,000	0	14,123,000	0	14,050,000	0	13,465,000
認知症対応型共同生活介護	11	29,194,000	11	29,501,000	11	29,655,000	11	29,501,000	11	28,272,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	－	43,098,000	－	43,551,000	－	43,778,000	－	43,551,000	－	41,737,000

◆　地域密着型サービス総給付費　130,427,000 円

第５節　地域密着型介護予防サービス給付費の推計

地域密着型介護予防サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6		R7		R8		R12		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	2,400,000	1	2,400,000	1	2,400,000	1	2,400,000	1	2,400,000

◆　地域密着型介護予防サービス総給付費　7,200,000 円

第６節　その他の介護サービス給付費の推計

その他の介護サービス給付費は、各種サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6	R7	R8	R12	R22
特定入所者介護サービス費	16,805,000	16,982,000	17,070,000	16,982,000	16,275,000
特定入所者介護予防サービス費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
高額介護サービス費	6,829,000	6,901,000	6,937,000	6,901,000	6,613,000
高額介護予防サービス費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
高額医療合算介護サービス費	739,000	747,000	751,000	747,000	716,000
審査支払手数料	209,000	211,000	212,000	211,000	203,000
合計	24,672,000	24,931,000	25,060,000	24,931,000	23,897,000

◆　その他のサービス総給付費　74,663,000 円

第７節　地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、各事業の予定量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6	R7	R8	R12	R22
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,805,000	16,982,000	17,070,000	16,982,000	16,275,000
包括的支援事業費・任意事業費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
包括的支援事業費（社会保障充実分）	6,829,000	6,901,000	6,937,000	6,901,000	6,613,000
合計	24,672,000	24,931,000	25,060,000	24,931,000	23,897,000

◆　地域支援事業費総額　50,019,000 円

第８節　介護サービス給付費の推計（合計）

第９期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R6	R7	R8	R12	R22
施設介護サービス給付費	145,959,000	147,496,000	148,265,000	147,496,000	141,350,000
居宅介護サービス給付費	46,151,000	46,632,000	46,872,000	46,632,000	44,261,000
介護予防サービス給付費	3,155,000	3,184,000	3,197,000	3,184,000	3,071,000
地域密着型サービス給付費	43,098,000	43,551,000	43,778,000	43,551,000	41,737,000
地域密着型介護予防サービス給付費	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
その他介護サービス給付費	24,672,000	24,931,000	25,060,000	24,931,000	23,897,000
地域支援事業費	16,673,000	16,673,000	16,673,000	16,673,000	16,673,000
合計	282,108,000	284,867,000	286,245,000	284,867,000	273,389,000

◆　介護サービス給付費の推計（合計）　853,220,000 円

第９節　第１号被保険者保険料の推計

介護保険給付費の 23%を負担することになる第１号被保険者保険料は、所得段階での負担割合によって個人の保険料額が決定されます。

後期高齢者比率が高く、所得水準が低い遠別町では普通調整交付金が増額される見込みであり、普通調整交付金（基準値 5.0%）が約 8.12%に増額されます。

第８期計画期間中は、介護保険法施行令第 38 条第１項に基づき９段階としていました。

第９期計画期間の第１号被保険者保険料は、介護保険法施行令第 38 条第１項に基づき 13 段階とします。

１　後期高齢者補正係数

後期高齢者が多い場合、要介護リスクも高くなるため、普通調整交付金は増額され、その割合を計算するための係数です。

第９期計画は、第８期計画の算定に用いられた要介護認定率により重み付けした係数と、新たに介護給付費により重み付けした係数を２分の１ずつ組み合わせた数値となります。

なお、令和 12 年度以降は、介護給付費のみにより算定された係数となります。

後期高齢者加入割合補正係数の算定式

$$\text{後期高齢者加入割合補正係数} = \frac{\begin{array}{l}\text{全国平均の前期高齢者割合}\times\text{全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費}\\ +\text{全国平均の 75～84 歳後期高齢者割合}\times\text{全国平均の 75～84 歳の一人当たり給付費}\\ +\text{全国平均の 85 歳以上後期高齢者割合}\times\text{全国平均の 85 歳以上の一人当たり給付費}\end{array}}{\begin{array}{l}\text{当該保険者の前期高齢者割合}\times\text{全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費}\\ +\text{当該保険者の 75～84 歳後期高齢者割合}\times\text{全国平均の 75～84 歳の一人当たり給付費}\\ +\text{当該保険者の 85 歳以上後期高齢者割合}\times\text{全国平均の 85 歳以上の一人当たり給付費}\end{array}}$$

$$\text{一人当たり給付費} = \frac{\text{介護給付･予防給付費}}{\text{第一号被保険者数}}$$

全国	**前期高齢者加入割合**	**75～84 歳後期割合**	**85 歳以上後期割合**	前期一人当たり給付費	75～84 歳一人当たり給付費	85 歳以上一人当たり給付費
R6	0.4312	0.3825	0.1863	4,296	17,647	80,362
R7	0.4166	0.3924	0.1910	4,296	17,647	80,362
R8	0.4076	0.3951	0.1973	4,296	17,647	80,362
R12	0.3946	0.3898	0.2157	4,296	17,647	80,362
R22	0.4312	0.3825	0.1863	4,296	17,647	80,362

遠別	高齢者合計	前期高齢者	後期高齢者	75～84 歳後期高齢者	85 歳以上後期高齢者	後期高齢者補正係数
R6	964 人	399 人	565 人	346 人	219 人	**0.8940**
R7	940 人	380 人	560 人	336 人	224 人	**0.8849**
R8	925 人	365 人	560 人	337 人	223 人	**0.8938**
R12	864 人	306 人	558 人	339 人	219 人	**0.8990**
R22	774 人	256 人	518 人	294 人	224 人	**0.8057**

２　所得補正係数

低所得者が多い場合、保険給付に対する保険料額が高額となるため、普通調整交付金は増額され、その割合を計算するための係数です。

所得補正係数 ＝１－（

	第 1 段階基準割合	＊	(遠別町第 1 段階割合	－	全国第 1 段階割合)		
＋	第 2 段階基準割合	＊	(遠別町第 2 段階割合	－	全国第 2 段階割合)		
＋	第 3 段階基準割合	＊	(遠別町第 3 段階割合	－	全国第 3 段階割合)		
＋	第 4 段階基準割合	＊	(遠別町第 4 段階割合	－	全国第 4 段階割合)		
－	第 6 段階基準割合	＊	(遠別町第 6 段階割合	－	全国第 6 段階割合)		
－	第 7 段階基準割合	＊	(遠別町第 7 段階割合	－	全国第 7 段階割合)		
－	第 8 段階基準割合	＊	(遠別町第 8 段階割合	－	全国第 8 段階割合)		
－	第 9 段階基準割合	＊	(遠別町第 9 段階割合	－	全国第 9 段階割合)		
－	第 10 段階基準割合	＊	(遠別町第 10 段階割合	－	全国第 10 段階割合)		
－	第 11 段階基準割合	＊	(遠別町第 11 段階割合	－	全国第 11 段階割合)		
－	第 12 段階基準割合	＊	(遠別町第 12 段階割合	－	全国第 12 段階割合)		
－	第 13 段階基準割合	＊	(遠別町第 13 段階割合	－	全国第 13 段階割合)		

）

区分／段階	R6			R7			R8			R12			R22		
	被保険者数	構成比	基準額に対する割合	被保険者数	構成比	基準額に対する割合	被保険者数	構成比	基準額に対する割合	被保険者数	構成比	基準額に対する割合	被保険者数	構成比	基準額に対する割合
第１段階	195	19.6%	0.455	193	19.7%	0.455	189	19.6%	0.455	177	19.6%	0.455	148	19.6%	0.455
第２段階	134	13.5%	0.685	132	13.5%	0.685	130	13.5%	0.685	122	13.5%	0.685	102	13.5%	0.685
第３段階	117	11.8%	0.690	116	11.8%	0.690	114	11.8%	0.690	106	11.8%	0.690	90	11.9%	0.690
第４段階	73	7.3%	0.900	72	7.3%	0.900	70	7.3%	0.900	66	7.3%	0.900	56	7.4%	0.900
第５段階	108	10.9%	1.000	106	10.8%	1.000	104	10.8%	1.000	97	10.8%	1.000	82	10.8%	1.000
第６段階	119	12.0%	1.200	117	11.9%	1.200	116	12.0%	1.200	108	12.0%	1.200	91	12.0%	1.200
第７段階	116	11.7%	1.300	115	11.7%	1.300	113	11.7%	1.300	105	11.7%	1.300	89	11.8%	1.300
第８段階	60	6.0%	1.500	59	6.0%	1.500	58	6.0%	1.500	54	6.0%	1.500	45	6.0%	1.500
第９段階	26	2.6%	1.700	25	2.5%	1.700	24	2.5%	1.700	23	2.6%	1.700	19	2.5%	1.700
第 10 段階	17	1.7%	1.900	17	1.7%	1.900	17	1.8%	1.900	16	1.8%	1.900	12	1.6%	1.900
第 11 段階	4	0.4%	2.100	4	0.4%	2.100	4	0.4%	2.100	4	0.4%	2.100	3	0.4%	2.100
第 12 段階	5	0.5%	2.300	5	0.5%	2.300	5	0.5%	2.300	5	0.6%	2.300	4	0.5%	2.300
第 13 段階	21	2.1%	2.400	20	2.0%	2.400	20	2.1%	2.400	18	2.0%	2.400	15	2.0%	2.400
合計	995	100.0%	－	981	100.0%	－	964	100.0%	－	901	100.0%	－	756	100.0%	－

◆　所得補正係数（R6）　0.9707
◆　所得補正係数（R7）　0.9678
◆　所得補正係数（R8）　0.9709
◆　所得補正係数（R12）　0.9715
◆　所得補正係数（R22）　0.9675

３　介護保険給付費等準備基金

第９期計画期間中の介護保険料上昇分を補うため、介護保険給付費等準備基金より３年間で 5,000 千円を介護保険特別会計へ繰入します。

今回の介護保険給付費等準備基金の繰り入れにより、同基金残額は約 33,900 千円程度となります。

４　介護保険料賦課総額

（単位：円）

区分	R6	R7	R8	R12	R22
標準給付費見込額(一定以上所得者負担の調整後) A	240,972,000	243,474,000	244,724,000	243,474,000	233,022,000
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 A’	16,815,000	16,992,000	17,080,000	16,992,000	16,285,000
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 A”	7,648,000	7,728,000	7,768,000	7,728,000	7,409,000
地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) B	12,764,000	12,764,000	12,764,000	12,764,000	12,764,000
地域支援事業費(包括的支援事業・任意事業費) C	166,000	166,000	166,000	166,000	166,000
地域支援事業費(包括的支援事業・任意事業費) D	3,743,000	3,743,000	3,743,000	3,743,000	3,743,000
第９期第１号被保険者負担割合 E	23%	23%	23%	24.0%	26.0%
後期高齢者補正係数 F	0.894	0.8849	0.8938	0.899	0.8057
所得補正係数 G	0.9707	0.9678	0.9709	0.9715	0.9675
調整交付金見込交付割合 H=(E+5%)-(E×F×G)	8.04%	8.30%	8.04%	8.04%	10.73%
第１号被保険者負担分相当額 I=(A+B+C+D)×E	64,884,840	65,519,410	65,836,350	68,368,080	71,081,140
調整交付金相当額 J=(A+B)×5%	13,918,250	14,056,200	14,125,100	14,056,200	13,482,300
調整交付金見込額 K=(A+B)×H	22,381,000	23,333,000	22,713,000	22,602,000	28,933,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 L			3,000,000	1,000,000	1,000,000
介護保険料収納必要額 M=I+J-K-L			166,913,150	58,822,280	54,630,440
介護保険給付費等準備基金取崩額 N			5,000,000	400,000	400,000
介護保険料賦課総額 O=M-N			161,913,150	58,422,280	54,230,440

５　介護保険料基準額

介護保険料基準額は３年間の介護保険料賦課総額を補正後第 1 号被保険者数で除した額となります。

161,913,150（3 年間の介護保険料賦課総額）／ 2,828 人（補正第 1 号被保険者数）≒ 57,300 円
参考（令和 12 年度）
58,422,280（令和 12 年度の介護保険料賦課総額）／ 864 人（補正第 1 号被保険者数）≒ 67,600 円
（令和 22 年度）
54,230,440（令和 22 年度の介護保険料賦課総額）／ 701 人（補正第 1 号被保険者数）≒ 77,400 円

各介護保険料段階の対象者及び年額保険料

保険料段階	対象者	負担割合	年額保険料
第 1 段階	生活保護を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.455	27,840 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.685	41,920 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方	0.690	42,220 円
第 4 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.900	55,080 円
第 5 段階（基準額）	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方	1.000	61,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.200	73,440 円
第 7 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.300	79,560 円
第 8 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.500	91,800 円
第 9 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.700	104,040 円
第 10 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.900	116,280 円
第 11 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.100	128,520 円
第 12 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.300	140,760 円
第 13 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	2.400	146,880 円

※第 1 段階については、保険料率 0.455 のうち 0.17、公費により軽減される
※第 2 段階については、保険料率 0.685 のうち 0.2、公費により軽減される
※第 3 段階については、保険料率 0.69 のうち 0.005、公費により軽減される
※公費軽減については、国費（1/2）、道費（1/4）、町費（1/4）

Ⅷ　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

介護予防・日常生活支援総合事業の進捗管理や事業評価のために必要な地域診断を行うため実施しました。

調査対象者数	８６６人（要介護１～５以外の６５歳以上の方）
調 査 期 間	令和５年４月２６日～令和５年５月１２日
回　答　数	６０９人
回　収　率	７０．３２％

問１　あなたのご家族や生活状況について

（１）　家族構成をお教えください

１．	1 人暮らし	130 人	(21.35%)
２．	夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)	283 人	(46.47%)
３．	夫婦 2 人暮らし(配偶者 64 歳以下)	30 人	(4.93%)
４．	息子・娘との 2 世帯	86 人	(14.12%)
５．	その他	53 人	(8.70%)
９．	未回答	27 人	(4.43%)

（２）　あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

１．	介護・介助は必要ない	476 人	(78.16%)
２．	何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	67 人	(11.00%)
３．	現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）	30 人	(4.93%)
９．	未回答	36 人	(5.91%)

（３）　現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

１．	大変苦しい	29 人	(4.76%)
２．	やや苦しい	126 人	(20.69%)
３．	ふつう	395 人	(64.86%)
４．	ややゆとりがある	29 人	(4.76%)
５．	大変ゆとりがある	5 人	(0.82%)
９．	未回答	25 人	(4.11%)

問２　からだを動かすことについて

（１）　階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか

１．	できるし、している	322 人	(52.87%)
２．	できるけどしていない	148 人	(24.30%)
３．	できない	111 人	(18.23%)
９．	未回答	28 人	(4.60%)

（２）　椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

１．	できるし、している	457 人	(75.04%)
２．	できるけどしていない	58 人	(9.52%)
３．	できない	66 人	(10.84%)
９．	未回答	28 人	(4.60%)

（3）　15分位続けて歩いていますか

1．	できるし、している	408人	（ 67.00% ）
2．	できるけどしていない	119人	（ 19.54% ）
3．	できない	59人	（ 9.69% ）
9．	未回答	23人	（ 3.78% ）

（4）　過去1年間に転んだ経験がありますか

1．	何度もある	85人	（ 13.96% ）
2．	1度ある	147人	（ 24.14% ）
3．	ない	358人	（ 58.78% ）
9．	未回答	19人	（ 3.12% ）

（5）　転倒に対する不安は大きいですか

1．	とても不安である	90人	（ 14.78% ）
2．	やや不安である	224人	（ 36.78% ）
3．	あまり不安でない	163人	（ 26.77% ）
4．	不安でない	105人	（ 17.24% ）
9．	未回答	27人	（ 4.43% ）

（6）　週に1回以上は外出していますか

1．	ほとんど外出しない	49人	（ 8.05% ）
2．	週1回	117人	（ 19.21% ）
3．	週2～4回	211人	（ 34.65% ）
4．	週5回以上	210人	（ 34.48% ）
9．	未回答	22人	（ 3.61% ）

（7）　昨年と比べて外出の回数が減っていますか

1．	とても減っている	30人	（ 4.93% ）
2．	減っている	153人	（ 25.12% ）
3．	あまり減っていない	204人	（ 33.50% ）
4．	減っていない	204人	（ 33.50% ）
9．	未回答	18人	（ 2.96% ）

問3　　食べることについて

（1）　身長・体重

（2）　半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

1．	はい	219人	（ 35.96% ）
2．	いいえ	365人	（ 59.93% ）
9．	未回答	25人	（ 4.11% ）

（3）　歯の数と入れ歯の利用状況をお教えください
（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）

1．	自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用	48人	（ 7.88% ）
2．	自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし	133人	（ 21.84% ）
3．	自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用	328人	（ 53.86% ）
4．	自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし	67人	（ 11.00% ）
9．	未回答	33人	（ 5.42% ）

（4）　どなたかと食事をともにする機会はありますか

1．	毎日ある	310 人	(50.90%)
2．	週に何度かある	27 人	(4.43%)
3．	月に何度かある	92 人	(15.11%)
4．	年に何度かある	106 人	(17.41%)
5．	ほとんどない	65 人	(10.67%)
9．	未回答	9 人	(1.48%)

問4　　毎日の生活について

（1）　物忘れが多いと感じますか

1．	はい	332 人	(54.52%)
2．	いいえ	270 人	(44.33%)
9．	未回答	7 人	(1.15%)

（2）　バスやタクシーを使って１人で外出していますか（自家用車でも可）

1．	できるし、している	497 人	(81.61%)
2．	できるけどしていない	75 人	(12.32%)
3．	できない	31 人	(5.09%)
9．	未回答	6 人	(0.99%)

（3）　自分で食品・日用品の買物をしていますか

1．	できるし、している	492 人	(80.79%)
2．	できるけどしていない	87 人	(14.29%)
3．	できない	27 人	(4.43%)
9．	未回答	3 人	(0.49%)

（4）　自分で食事の用意をしていますか

1．	できるし、している	428 人	(70.28%)
2．	できるけどしていない	134 人	(22.00%)
3．	できない	44 人	(7.22%)
9．	未回答	3 人	(0.49%)

（5）　自分で請求書の支払いをしていますか

1．	できるし、している	485 人	(79.64%)
2．	できるけどしていない	96 人	(15.76%)
3．	できない	26 人	(4.27%)
9．	未回答	2 人	(0.33%)

（6）　自分で預貯金の出し入れをしていますか

1．	できるし、している	473 人	(77.67%)
2．	できるけどしていない	99 人	(16.26%)
3．	できない	36 人	(5.91%)
9．	未回答	1 人	(0.16%)

◆◆◆　Ⅷ　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果　◆◆◆

問５　　地域での活動について

（１）　以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

※① － ⑧それぞれに回答してください

①　ボランティアのグループ

１．	週４回以上	1 人	（ 0.16% ）
２．	週2～3 回	4 人	（ 0.66% ）
３．	週１回	1 人	（ 0.16% ）
４．	月 1～3 回	17 人	（ 2.79% ）
５．	年に数回	34 人	（ 5.58% ）
６．	参加していない	370 人	（ 60.76% ）
９．	未回答	182 人	（ 29.89% ）

②　スポーツ関係のグループやクラブ

１．	週４回以上	5 人	（ 0.82% ）
２．	週2～3 回	19 人	（ 3.12% ）
３．	週１回	12 人	（ 1.97% ）
４．	月 1～3 回	16 人	（ 2.63% ）
５．	年に数回	18 人	（ 2.96% ）
６．	参加していない	375 人	（ 61.58% ）
９．	未回答	164 人	（ 26.93% ）

③　趣味関係のグループ

１．	週４回以上	5 人	（ 0.82% ）
２．	週2～3 回	9 人	（ 1.48% ）
３．	週１回	15 人	（ 2.46% ）
４．	月 1～3 回	21 人	（ 3.45% ）
５．	年に数回	27 人	（ 4.43% ）
６．	参加していない	360 人	（ 59.11% ）
９．	未回答	172 人	（ 28.24% ）

④　学習・教養サークル

１．	週４回以上	1 人	（ 0.16% ）
２．	週2～3 回	0 人	（ 0.00% ）
３．	週１回	1 人	（ 0.16% ）
４．	月 1～3 回	8 人	（ 1.31% ）
５．	年に数回	10 人	（ 1.64% ）
６．	参加していない	401 人	（ 65.85% ）
９．	未回答	188 人	（ 30.87% ）

⑤　地域支え合いサロンなど介護予防のための通いの場

１．	週４回以上	2 人	（ 0.33% ）
２．	週2～3 回	3 人	（ 0.49% ）
３．	週１回	5 人	（ 0.82% ）
４．	月 1～3 回	4 人	（ 0.66% ）
５．	年に数回	13 人	（ 2.13% ）
６．	参加していない	405 人	（ 66.50% ）
９．	未回答	177 人	（ 29.06% ）

⑥　老人クラブ

1．	週 4 回以上	3 人	(0.49%)
2．	週 2～3 回	2 人	(0.33%)
3．	週 1 回	0 人	(0.00%)
4．	月 1～3 回	8 人	(1.31%)
5．	年に数回	20 人	(3.28%)
6．	参加していない	398 人	(65.35%)
9．	未回答	178 人	(29.23%)

⑦　町内会・自治会

1．	週 4 回以上	3 人	(0.49%)
2．	週 2～3 回	1 人	(0.16%)
3．	週 1 回	1 人	(0.16%)
4．	月 1～3 回	19 人	(3.12%)
5．	年に数回	142 人	(23.32%)
6．	参加していない	280 人	(45.98%)
9．	未回答	163 人	(26.77%)

⑧　収入のある仕事

1．	週 4 回以上	114 人	(18.72%)
2．	週 2～3 回	25 人	(4.11%)
3．	週 1 回	9 人	(1.48%)
4．	月 1～3 回	22 人	(3.61%)
5．	年に数回	18 人	(2.96%)
6．	参加していない	271 人	(44.50%)
9．	未回答	150 人	(24.63%)

（2）　地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1．	是非参加したい	29 人	(4.76%)
2．	参加してもよい	269 人	(44.17%)
3．	参加したくない	243 人	(39.90%)
4．	既に参加している	13 人	(2.13%)
9．	未回答	55 人	(9.03%)

（3）　地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1．	是非参加したい	10 人	(1.64%)
2．	参加してもよい	192 人	(31.53%)
3．	参加したくない	341 人	(55.99%)
4．	既に参加している	10 人	(1.64%)
9．	未回答	56 人	(9.20%)

問６　　たすけあいについて

あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

（１）　あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

１．	配偶者	320 人	(24.90%)
２．	同居の子ども	88 人	(6.85%)
３．	別居の子ども	231 人	(17.98%)
４．	兄弟姉妹・親戚・親・孫	205 人	(15.95%)
５．	ご近所さん	111 人	(8.64%)
６．	友人	238 人	(18.52%)
７．	その他	32 人	(2.49%)
８．	そのような人はいない	33 人	(2.57%)
９．	未回答	27 人	(2.10%)

（２）　反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

１．	配偶者	297 人	(24.19%)
２．	同居の子ども	60 人	(4.89%)
３．	別居の子ども	190 人	(15.47%)
４．	兄弟姉妹・親戚・親・孫	207 人	(16.86%)
５．	ご近所さん	115 人	(9.36%)
６．	友人	221 人	(18.00%)
７．	その他	42 人	(3.42%)
８．	そのような人はいない	61 人	(4.97%)
９．	未回答	35 人	(2.85%)

（３）　あなたが病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

１．	配偶者	347 人	(36.03%)
２．	同居の子ども	105 人	(10.90%)
３．	別居の子ども	209 人	(21.70%)
４．	兄弟姉妹・親戚・親・孫	113 人	(11.73%)
５．	ご近所さん	26 人	(2.70%)
６．	友人	58 人	(6.02%)
７．	その他	29 人	(3.01%)
８．	そのような人はいない	48 人	(4.98%)
９．	未回答	28 人	(2.91%)

（４）　反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）

１．	配偶者	335 人	(34.61%)
２．	同居の子ども	70 人	(7.23%)
３．	別居の子ども	127 人	(13.12%)
４．	兄弟姉妹・親戚・親・孫	138 人	(14.26%)
５．	ご近所さん	38 人	(3.93%)
６．	友人	60 人	(6.20%)
７．	その他	58 人	(5.99%)
８．	そのような人はいない	90 人	(9.30%)
９．	未回答	52 人	(5.37%)

（５）　あなたの生活を支援してくれる人はいますか（いくつでも）（※例：荷物の運搬・送迎など）

１．	配偶者	306 人	（ 31.07% ）
２．	同居の子ども	101 人	（ 10.25% ）
３．	別居の子ども	199 人	（ 20.20% ）
４．	兄弟姉妹・親戚・親・孫	121 人	（ 12.28% ）
５．	ご近所さん	68 人	（ 6.90% ）
６．	友人	90 人	（ 9.14% ）
７．	その他	4 人	（ 0.41% ）
８．	そのような人はいない	61 人	（ 6.19% ）
９．	未回答	35 人	（ 3.55% ）

問７　　健康について

（１）　現在のあなたの健康状態はいかがですか

１．	とてもよい	54 人	（ 8.87% ）
２．	まあよい	388 人	（ 63.71% ）
３．	あまりよくない	132 人	（ 21.67% ）
４．	よくない	10 人	（ 1.64% ）
９．	未回答	25 人	（ 4.11% ）

（２）　あなたは、現在どの程度幸せですか
（「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点として、ご記入ください）

０．	0 点	3 人	（ 0.49% ）
１．	1 点	1 人	（ 0.16% ）
２．	2 点	4 人	（ 0.66% ）
３．	3 点	11 人	（ 1.81% ）
４．	4 点	11 人	（ 1.81% ）
５．	5 点	137 人	（ 22.50% ）
６．	6 点	53 人	（ 8.70% ）
７．	7 点	80 人	（ 13.14% ）
８．	8 点	112 人	（ 18.39% ）
９．	9 点	52 人	（ 8.54% ）
１０．	10 点	116 人	（ 19.05% ）
９９．	未回答	29 人	（ 4.76% ）

（３）　最近、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

１．	はい	190 人	（ 31.20% ）
２．	いいえ	393 人	（ 64.53% ）
９．	未回答	26 人	（ 4.27% ）

（４）　最近、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない
感じがよくありましたか

１．	はい	155 人	（ 25.45% ）
２．	いいえ	432 人	（ 70.94% ）
９．	未回答	22 人	（ 3.61% ）

（５）　タバコは吸っていますか

１．	ほぼ毎日吸っている	64 人	（ 10.51% ）
２．	時々吸っている	12 人	（ 1.97% ）
３．	吸っていたがやめた	185 人	（ 30.38% ）
４．	もともと吸っていない	303 人	（ 49.75% ）
９．	未回答	45 人	（ 7.39% ）

（６）　現在治療中（薬を飲んでいることも含みます）または後遺症のある病気はありますか（いくつでも）

１．	ない	78 人	（ 6.62% ）
２．	高血圧	327 人	（ 27.74% ）
３．	脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	20 人	（ 1.70% ）
４．	心臓病	67 人	（ 5.68% ）
５．	糖尿病	90 人	（ 7.63% ）
６．	高脂血症（脂質異常）	60 人	（ 5.09% ）
７．	呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等）	38 人	（ 3.22% ）
８．	胃腸・肝臓・胆のうの病気	49 人	（ 4.16% ）
９．	腎臓・前立腺の病気	40 人	（ 3.39% ）
１０．	筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等）	92 人	（ 7.80% ）
１１．	外傷（転倒・骨折等）	17 人	（ 1.44% ）
１２．	がん（悪性新生物）	22 人	（ 1.87% ）
１３．	血液・免疫の病気	9 人	（ 0.76% ）
１４．	うつ病	8 人	（ 0.68% ）
１５．	認知症（アルツハイマー病等）	8 人	（ 0.68% ）
１６．	パーキンソン病	5 人	（ 0.42% ）
１７．	目の病気	79 人	（ 6.70% ）
１８．	耳の病気	50 人	（ 4.24% ）
１９．	その他	73 人	（ 6.19% ）
９９．	未回答	47 人	（ 3.99% ）

問８　　認知症の相談窓口の把握について

（１）　あなたや家族のなかに認知症の症状がある人はいますか

１．	はい	70 人	（ 11.49% ）
２．	いいえ	495 人	（ 81.28% ）
９．	未回答	44 人	（ 7.22% ）

（２）　認知症に関する相談窓口を知っていますか

１．	はい	342 人	（ 56.16% ）
２．	いいえ	214 人	（ 35.14% ）
９．	未回答	53 人	（ 8.70% ）

（３）　（２）で知っている相談窓口はどれですか（いくつでも）

１．	社会福祉協議会	164 人	（ 19.57% ）
２．	役場　包括支援係	255 人	（ 30.43% ）
３．	病院	146 人	（ 17.42% ）
４．	その他	6 人	（ 0.72% ）
９．	未回答	267 人	（ 31.86% ）

問９　　その他

（１）　デイサービスで必要としているサービスはありますか

１．	入浴	39 人	（ 5.15% ）
２．	排泄	8 人	（ 1.06% ）
３．	食事等の介護	16 人	（ 2.11% ）
４．	生活等についての相談・助言	31 人	（ 4.09% ）
５．	健康状態の確認	41 人	（ 5.41% ）
６．	リハビリ等	26 人	（ 3.43% ）
７．	レクリエーション（花見など）	31 人	（ 4.09% ）
８．	デイサービスへの送迎	40 人	（ 5.28% ）
９．	体操	29 人	（ 3.83% ）
１０．	誕生日会	10 人	（ 1.32% ）
９９．	未回答	487 人	（ 64.25% ）

（2）　現在の生活をするにあたって生活への不安はありますか

1．	金銭管理	36 人	（ 4.76% ）
2．	家事（買い物・掃除・洗濯）	56 人	（ 7.40% ）
3．	食事の準備	48 人	（ 6.34% ）
4．	除雪	153 人	（ 20.21% ）
5．	燃料費	108 人	（ 14.27% ）
6．	その他	63 人	（ 8.32% ）
9．	未回答	293 人	（ 38.71% ）

（3）　病院へどのように通っていますか

1．	自家用車（家族の車）	392 人	（ 56.00% ）
2．	バス・タクシー	105 人	（ 15.00% ）
3．	知り合いの車	5 人	（ 0.71% ）
4．	徒歩・自転車	138 人	（ 19.71% ）
5．	その他	3 人	（ 0.43% ）
9．	未回答	57 人	（ 8.14% ）

（4）　病院受診などの際に、介護タクシーを利用したいと思いますか

1．	はい	126 人	（ 20.69% ）
2．	いいえ	380 人	（ 62.40% ）
9．	未回答	103 人	（ 16.91% ）

（5）　今後の暮らしについてどのようにお考えですか

1．	自宅での生活	421 人	（ 64.57% ）
2．	家族との生活	105 人	（ 16.10% ）
3．	介護施設等への入所	57 人	（ 8.74% ）
4．	その他	5 人	（ 0.77% ）
9．	未回答	64 人	（ 9.82% ）

（6）　スマートフォンをお持ちですか

1．	はい	318 人	（ 52.22% ）
2．	いいえ	211 人	（ 34.65% ）
9．	未回答	80 人	（ 13.14% ）